



第2次

輪島市総合計画

平成29年度 ▼ 平成38年度



はじめに

本市では、平成 19 年 3 月に策定した第 1 次総合計画において、平成 28 年度を目標年次とし、「地域特性と市民の知恵を最大に活かしたまちづくりの推進」を基本理念に掲げ、市政の推進にあたってまいりました。

この間、子育て世帯が安心して生活できる環境整備など医療・福祉の充実、能登半島地震の教訓を踏まえた防災体制の強化、能越自動車道輪島道路の事業着手をはじめとする交通基盤の整備、地域資源の充実による観光・漆器産業の振興といった総合計画に盛り込まれた様々な分野における施策を着実に実施してまいりました。

地方分権や国際化の進展、また、本格的な人口減少時代の到来、地方創生の動きなど、本市を取り巻く環境が大きく変化する中、新たな行政課題に適切に対応し、さらなる魅力あるまちづくりを進めるため、今後 10 年間の本市の進むべき方向性を示す指針として、第 2 次輪島市総合計画を策定いたしました。

新たな第 2 次輪島市総合計画では、目指すべき将来像として、引き続き「あい」の風がはぐくむ 快適・活気・夢のまち」を掲げ、その実現に向け、滞在型観光への転換を目指した宿泊施設の魅力向上や外国人観光客への対応強化、「輪島の食」などの魅力発信による観光産業の振興、輪島塗の後継者の育成など伝統文化を継承する人づくり、さらなる高齢者福祉の充実、交通ネットワークの充実、移住定住対策の推進に取り組むこととしており、総合計画に掲げる施策の着実な実施に努め、本市のさらなる飛躍と発展につなげてまいりたいと考えております。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご協力を賜りました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後とも本市のまちづくりに一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

輪島市長 梶 文 秋

目次

序章

1 第2次輪島市総合計画策定の趣旨	2
2 計画の期間と構成	3
3 総合戦略との関連	4
4 時代の潮流	5
5 輪島市らしさ（強み）	5

基本構想編

施策体系	8
第1章 まちづくりの基本的な考え方	
（1）まちづくりの基本理念	11
（2）輪島市の将来像	11
（3）将来人口の目標	12
（4）交流人口（観光客入込概数）の目標	13
第2章 まちづくりの基本方針	
（1）安全・安心・快適なまちづくり	14
（2）活力を生み出すまちづくり	15
（3）健やかに過ごすまちづくり	15
（4）ふるさとを学び誇るまちづくり	16
（5）市民と行政の協働によるまちづくり	16

基本計画編

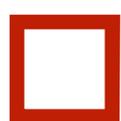
I. 安全・安心・快適なまちづくり	
1. 持続可能なまちづくり	20
2. 安全・安心なまちづくり	29
3. 自然・景観の保全・活用	34
II. 活力を生み出すまちづくり	
1. 戦略的交流による地域振興	38
2. 活力に富む産業振興	43
3. 多様な就労機会の創出	50
III. 健やかに過ごすまちづくり	
1. 女性が活躍できるまちづくり	54
2. 地域で支え合う福祉の増進	57
3. 生涯の健康づくり	62
IV. ふるさとを学び誇るまちづくり	
1. 困難に打ち克つ人づくり	66
2. 伝統・文化を次代につなぐ	73
V. 市民と行政の協働によるまちづくり	
1. 行政経営基盤の強化	76
2. さらなる協働によるまちづくりの展開	80

目標指標

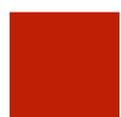
I. 安全・安心・快適なまちづくり	86
II. 活力を生み出すまちづくり	86
III. 健やかに過ごすまちづくり	87
IV. ふるさとを学び誇るまちづくり	87
V. 市民と行政の協働によるまちづくり	87

参考資料

1. 策定の経過	90
2. 策定体制	91
3. 輪島市総合計画条例	92
4. 輪島市総合計画審議会規則	94
5. 輪島市総合計画審議会 委員名簿	95



序章



基本構想編



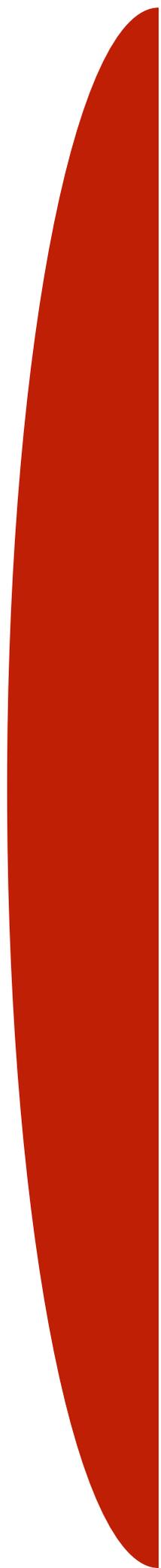
基本計画編



目標指標



参考資料



序章



1 第2次輪島市総合計画策定の趣旨

本市は、平成19年3月に策定した第1次輪島市総合計画（以下「第1次総合計画」という。）において、平成28年を目標年次とする市の将来像、まちづくりの基本的な考え方を示した基本構想と取り組む施策を基本計画として2編にとりまとめました。基本計画は、平成19年度から平成23年度までを「前期」、平成24年度から平成28年度までを「後期」として位置づけ、目まぐるしい速度で変化する社会情勢等を考慮し、平成24年度に基本構想に示した将来像を実現するため、「後期基本計画」を策定しました。

さらに、平成27年度には、国が掲げる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）等を勘案しつつ、本市における課題や地域特性を踏まえ、平成27年から31年度までの5年間における本市独自の「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」をとりとまとめたところです。

こうした中、第2次輪島市総合計画（以下「本計画」という。）では、第1次総合計画及び総合戦略で掲げた政策分野の重要性を尊重し、基本的な考え方を踏襲しつつ、本市らしさを今後10年間の施策展開に活かし、よりよい成果が得られるよう、基本構想と基本計画の2編により、諸施策のあり方をとりまとめることとしました。

2 計画の期間と構成

(1) 計画の期間

基本構想は、平成 29 年度 (2017 年度) を初年度とし、平成 38 年度 (2026 年度) を目標年次とする 10 年間の計画とします。

基本計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までを「前期」、平成 34 年度から平成 38 年度までを「後期」と位置付け、5 年間の計画とします。

(2) 計画の構成

総合計画は、基本構想及び基本計画により構成します。

基本構想では、市のまちづくりの基本理念や市の将来像及びまちづくりに取り組む基本的な考え方を示します。

基本計画では、基本構想を実現していくための施策を体系的かつ具体的に示します。

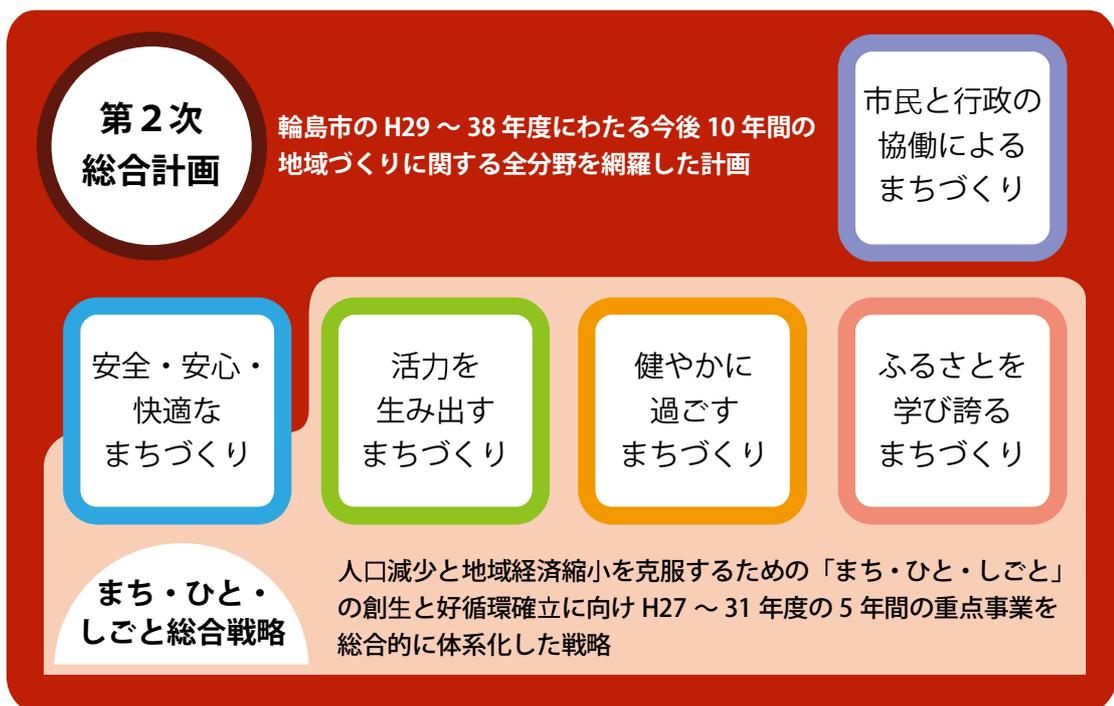


3 総合戦略との関連

本計画と総合戦略は、相互に政策的な整合を図りつつ、よりよいまちづくりに向けたあるべき姿と諸施策をとりまとめるものです。

総合計画は、今後10年間の行政におけるまちづくり全般について、ハード、ソフト両面において、各分野が目指すべき施策をとりまとめ、総合戦略は、その施策の中でも人口減少を主とした社会課題の解決に特化し、主にソフト面での具体的な施策・事業をとりまとめたものであり、総合計画における重点施策と整合を図ることとなります。

今後、一定の人口規模の確保が行政運営における課題となる中、総合戦略で人口確保対策を図りつつ、総合計画に沿って施策を推進することで本市全体の振興・発展を進めるという相乗効果により、より効果的・効率的な行政運営を推進することを目指します。



4 時代の潮流

環境の世紀といわれて久しく、また、高度情報化の進展によりグローバルスタンダードがより身近となる一方、人口減少や高齢化等による人口構造の変化、さらには全国的に頻発する自然災害など、様々な想定外の出来事が、市民の暮らしや地域が育んできたコミュニティの再構築を迫る要因となってきています。

本市は、時代の変化に翻弄されることなく、これからも奥能登地域の中心的役割を果たし、歴史を重ねられるよう、将来像を見据えつつ、今後とも着実にまちづくりに取り組みます。

5 輪島市らしさ（強み）

(1) 世界に冠たる「輪島塗」のまち

本市は、「輪島塗のまち」として全国、世界に知られ、地域のブランドイメージが形成されています。漆器産地としての有形無形の地域資源は、世界標準の価値や文化を発信しつつ、人の交流から多様なまちづくりへの展開が期待されます。



(2) 「朝市」を拠点とする観光のまち

コンスタントに年間 60 万人超の観光客を迎える「朝市」は、能登空港や能越自動車道の延伸、北陸新幹線等の交通環境が拡充する中、金沢を誘客拠点の一つに形成される新たなゴールデンルートからの誘客においても、国内外からの誘客促進の要となることが期待されます。



(3) 世界農業遺産「能登の里山里海」を育むまち

平成 23 年 6 月に石川県能登半島に広がる「能登の里山里海」が日本で初めて世界農業遺産に認定されました。そこで評価された、地域の人々の暮らしに根差す多様な資源の総合力が、地域に対する市民の愛着や誇りの醸成にもつながることが期待されます。





序章



基本構想編



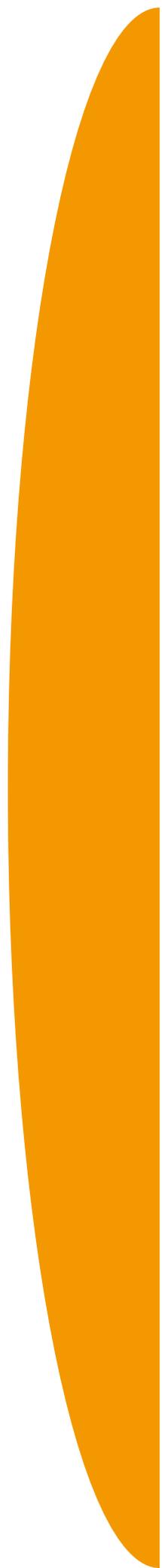
基本計画編



目標指標



参考資料



施策体系

《基本理念》

地域特性と市民の知恵を
最大に活かしたまちづくりの推進

《将来像》

”あい“の風がはぐくむ快適・活気・夢のまち

快適

活気

夢

《基本方針》

I. 安全・安心・快適なまちづくり

- ◆コミュニティを支える都市機能の適正な配置
- ◆交通ネットワークの充実



I-1. 持続可能なまちづくり



I-2. 安全・安心なまちづくり



I-3. 自然・景観の保全・活用



II. 活力を生み出すまちづくり

- ◆積極果敢な産業振興支援
- ◆働く選択肢の多様化と担い手の育成支援



II-1. 戦略的交流による地域振興



II-2. 活力に富む産業振興



II-3. 多様な就労機会の創出



III. 健やかに過ごすまちづくり

- ◆出会い・出産・子育て支援



III-1. 女性が活躍できるまちづくり



III-2. 地域で支え合う福祉の増進



III-3. 生涯の健康づくり



IV. ふるさとを学び誇るまちづくり

- ◆市民のアイデンティティ醸成



IV-1. 困難に打ち克つ人づくり



IV-2. 伝統・文化を次代につなぐ



V. 市民と行政の協働によるまちづくり

- ◆施策の推進エンジン拡充
- ◆多彩な人財の活躍機会創出



V-1. 行政経営基盤の強化



V-2. さらなる協働によるまちづくりの展開



第1章 まちづくりの基本的な考え方

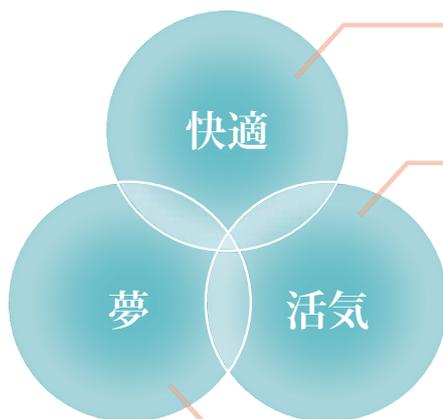
《基本理念》

地域特性と市民の知恵を最大に活かした
まちづくりの推進

《将来像》

“あい”の風がはぐくむ 快適・活気・夢のまち
—歴史が息づき 人が輝く まちづくり—

《基本方針》



《施策展開の視点》

- I. 安全・安心・快適なまちづくり
- II. 活力を生み出すまちづくり
- III. 健やかに過ごすまちづくり
- IV. ふるさとを学び誇るまちづくり
- V. 市民と行政の協働によるまちづくり

(1) まちづくりの基本理念

本市は、第1次総合計画において、本市が有する豊かで美しい里山里海、匠の文化、ものづくり産業、個性豊かな祭り、伝統行事、文化遺産等の様々な地域資源を最大限に活用し、まちづくりを推進することをまちづくりの基本理念としました。

さらには、時代の流れに柔軟に対応しつつ、地域の課題を克服し、暮らしやすいまちづくりを進めるため、市民と行政が目標に向かって協働し、創意工夫によって活力に満ちたまちづくりを推進することも基本理念としていることから、本計画においても第1次総合計画で掲げたまちづくりの基本理念を踏襲することとします。

(2) 輪島市の将来像

本計画においても、第1次総合計画で掲げた「市民と行政が一体となって、連携・協働のもとに、“住んでみたい”、“ずっと住んでいたい”と思える「まち」を目指し、住んで楽しく、訪ねてうれしい、人が行き交うにぎわいのある輪島市を創造するに当たって、まちづくりの基本理念と同様に、将来像を踏襲することとします。

「あいの風」は「あえの風」ともいい、日本海の沖合から陸へ吹く北東からの風のことで、古くは万葉集にも詠まれた「東風（あゆの風）」が転じたものです。かつて、あいの風を帆に受け、日本海を往来する北前船が、本市に活力と文化の多様性をもたらしました。「あいの風」は、本計画においても本市のこれからのまちづくりに欠かせないキーワードであると考えています。

《基本方針について》

快適

…豊かな自然と共生し、いつまでも暮らし続けます。

活気

…交流により活力を高める人財を確保します。
…地域のヒト・モノ・カネ・情報を駆使し、市場を開拓します。

夢

…輪島への愛着を持ち続け、輪島で学ぶことに価値を見出します。
…市民がまちづくりに積極的に関わる意義を理解し、できることに取り組みます。

(3) 将来人口の目標

本市の人口は、平成 27 年国勢調査によると 27,216 人であり、前回国勢調査時と比べると 8.8% 減少しています。ただし、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計手法（国勢調査結果を基準人口とするコーホート要因法）による推計では、平成 22 年を基準年とした場合、平成 27 年時点では 27,034 人と推計されており、これと比較した場合は 182 人上回る結果となっています。

また、平成 27 年度に策定した「輪島市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)」では、平成 22 年国勢調査値を基準とした推計結果等を踏まえ、平成 52 年時点の将来人口を 25,000 人以上の水準で維持することを目指しており、これによれば、平成 38 年の人口は 25,392 人、平成 27 年時点では 27,143 人となります。

ここで、人口ビジョン策定時に示された平成 52 年時点の目標人口を達成するためにシミュレーションした平成 27 年時点の人口は、27,143 人と実際の同年の国勢調査人口を下回っています。

なお、平成 27 年国勢調査時点の人口を基準として推計した平成 38 年時点の将来人口は、21,656 人ですが、人口ビジョンで推計した同年の目標将来人口（25,392 人）を下回るため、本計画の目標人口は、平成 38 年時点で 25,400 人と設定します。

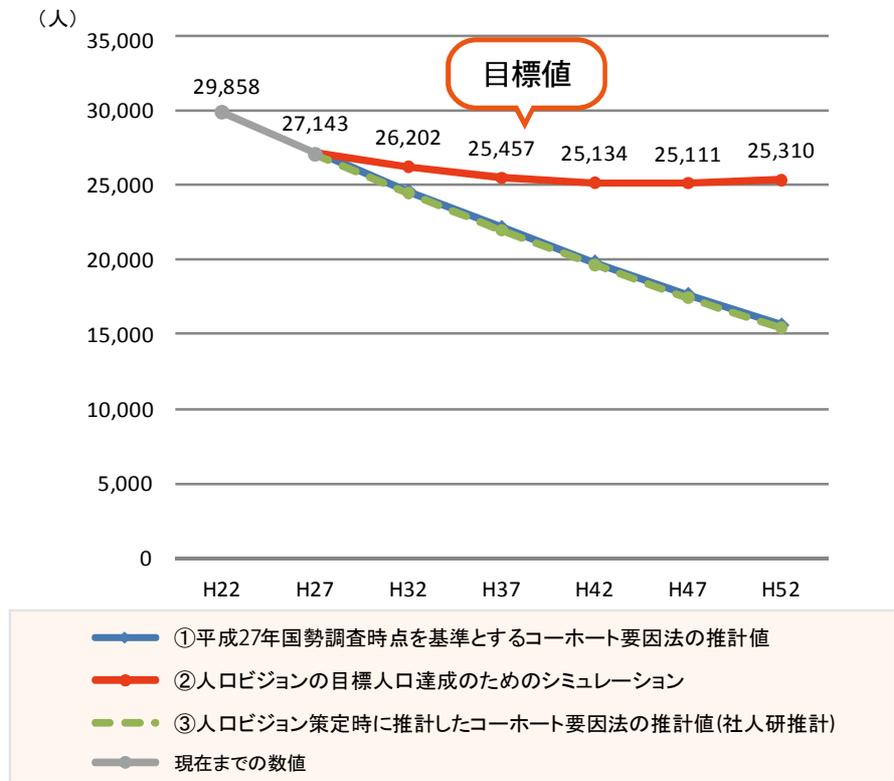
本計画で設定した目標人口を達成するために、人口ビジョンで掲げた人口減少問題に取り組む 3 つの基本的視点を本計画の諸施策に盛り込むこととします。

《人口減少問題に取り組む 3 つの基本的視点》

①若い世代が安心して暮らせる環境の整備

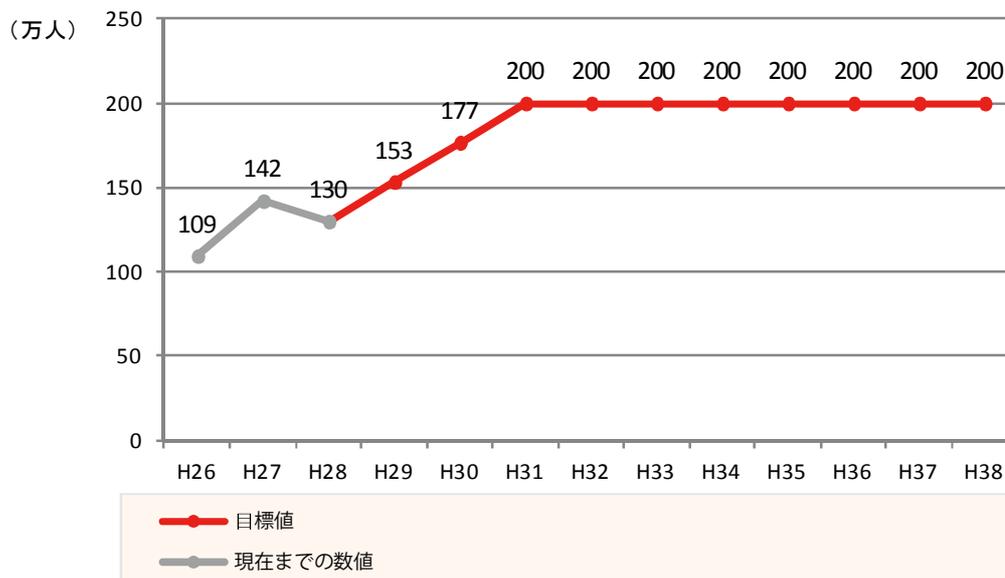
②若い世代が安心して結婚・出産できる環境の整備

③移住者受け入れ体制の充実による定住の促進



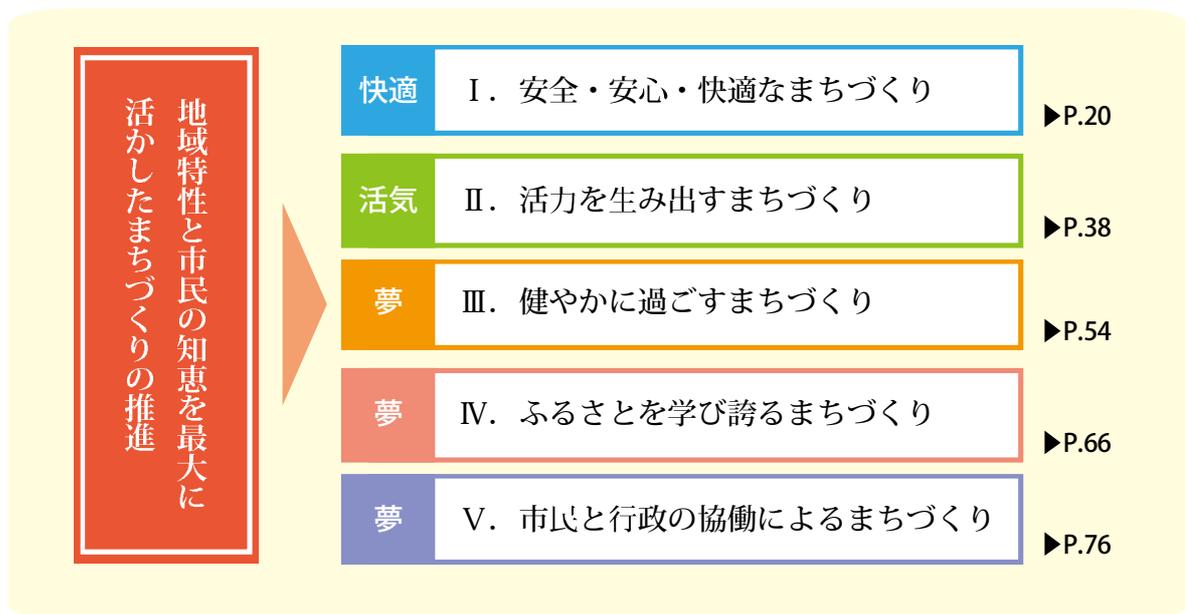
(4) 交流人口（観光客入込概数）の目標

本市のまちづくりの柱をなす「交流目標人口」について、総合戦略で定めた、平成31年度の交流目標人口200万人の達成を前提に、それ以降、平成38年度まで、安定して同水準を堅持することを目標とします。



第2章 まちづくりの基本方針

第2章 (1)



まちづくりの基本理念に基づき、輪島市の将来像を実現するために、本市らしさを活かし、若い世代や移住者をターゲットとする定住環境と国内外との交流をこれからのまちづくりの柱とし、以下に掲げる5つのまちづくりの基本方針によって、市民との協働によるまちづくりを進めることで、まちの求心力を強め、持続的な発展につなげていきます。

(1) 安全・安心・快適なまちづくり

環境の世紀といわれて久しく、また、高度情報化の進展によりグローバルスタンダード（※）がより身近となる一方、人口減少や高齢化等による人口構造の変化、さらには全国的に頻発する自然災害など、様々な想定外の出来事が、市民の暮らしや地域が育んできたコミュニティの再構築を迫る要因となってきています。

本市は、時代の変化に翻弄されることなく、これからも奥能登地域の中心的役割を果たし、歴史を重ねられるよう、将来像を見据えつつ、今後とも着実にまちづくりに取り組みます。



（※）グローバルスタンダード：特定の国や企業などに限られた基準ではなく、世界で通用する基準やルールであり、地球規模で標準化、共通化していること

(2) 活力を生み出すまちづくり

多様な交流機会を生み出すことで、地域の活力を高め、有為な人財が確保されることで新たな市場開拓等につなげるため、戦略的交流による地域振興、活力に富む産業振興、多様な就労機会の創出に取り組みます。

特に、漆器と観光の2分野において積極果敢な産業振興により他産業への効果の波及につなげるとともに、若い世代や移住者等が働く選択肢を増やし、産業の担い手育成に努めます。

II.

**活力を生み出す
まちづくり**

- ◆積極果敢な産業振興支援
- ◆働く選択肢の多様化と
担い手の育成支援



II-1.

戦略的交流による地域振興

II-2.

活力に富む産業振興

II-3.

多様な就労機会の創出

(3) 健やかに過ごすまちづくり

人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を高めるために、様々な場面で女性の力をまちづくりに生かせるよう、女性が活躍できるまち、地域で支え合う福祉の増進、生涯にわたる健康づくりに取り組みます。若者世代の子育て環境を整えるため、出会い・出産・子育ての各段階で当事者等を支える環境づくりに努めます。

III.

**健やかに過ごす
まちづくり**

- ◆出会い・出産・子育て支援



III-1.

女性が活躍できるまちづくり

III-2.

地域で支え合う福祉の増進

III-3.

生涯の健康づくり

(4) ふるさを学び誇るまちづくり

本市が有する自然豊かな里山里海や歴史と伝統文化を身近に感じることができる素晴らしい教育環境のもと、個性や能力の伸長に努める一方、社会の構成員として社会を支え、貢献すべき人間となるよう、困難に打ち克つ人づくり、伝統・文化を次代につなぐまちづくりに取り組みます。

特に、子どもからお年寄りまで、市民の誰もが、輪島に生まれ、暮らすことを誇り、ふるさを愛する人づくりに向けて、市民のアイデンティティ（地域への帰属意識）の醸成に努めます。

IV.
ふるさを学び誇る
まちづくり
◆市民のアイデンティティ
醸成



IV-1. 困難に打ち克つ人づくり



IV-2. 伝統・文化を次代につなぐ

(5) 市民と行政の協働によるまちづくり

これからのまちづくりは、行政だけで行えるものではなく、成熟した地域社会において官民の役割分担を明らかにしつつ、行政経営基盤の強化とともに、さらなる市民との協働によるまちづくりの展開に取り組みます。

特に、多様な施策を推進するためのけん引役となるまちづくり体制、基盤の拡充とともに、多彩な人財が活躍できる機会の創出に努めます。

V.
市民と行政の
協働によるまちづくり
◆施策の推進エンジン拡充
◆多彩な人財の活躍機会創出



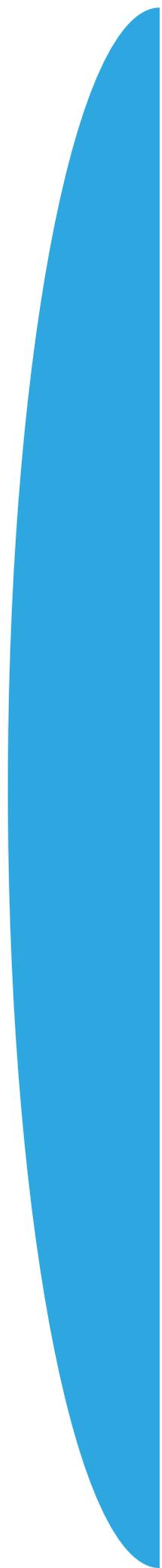
V-1. 行政経営基盤の強化



V-2. さらなる協働によるまちづくりの展開



- 序章
- 基本構想編
- 基本計画編
- 目標指標
- 参考資料



I. 安全・安心・快適なまちづくり

I-1



持続可能なまちづくり

1. 計画的な土地利用の推進

- (1) 計画的な土地利用の推進
- (2) 都市計画の推進
- (3) 市街地整備の推進

2. 豊かさを実感できる住生活の実現

- (1) 定住促進対策の推進
- (2) 多様な住宅の供給
- (3) 住宅・建築物の居住性能の向上
- (4) 公営住宅の適正な維持管理

3. 道路網の整備・更新

- (1) 広域幹線道路の整備
- (2) 市内幹線道路の整備
- (3) 身近な生活道路の整備
- (4) 安全で快適な道路環境の維持・増進

4. 交通ネットワークの整備・更新

- (1) のと里山空港の利用促進
- (2) バス輸送の維持
- (3) 安全・安心な移動手段の確保
- (4) 海上輸送の充実
- (5) 交通結節点の機能強化

5. I o Tの活用・推進

- (1) 地域情報化の推進
- (2) 行政のI o T対応促進

6. 上下水道の普及・管理

- (1) 水道施設の整備・更新
- (2) 下水道施設等の適正な管理・運営

7. 公園や緑地等の適切な管理

- (1) 公園・広場の整備
- (2) 緑のまちづくりの推進

8. 移住・定住環境の整備

- (1) 移住・定住の受入環境の充実
- (2) 移住・定住情報の継続的な発信

1. 計画的な土地利用の推進

《基本方針》

本市の土地利用のうち、限られた宅地、多くの山林原野、優良農地を有効かつ計画的に活用し、コミュニティの維持増進を図りつつ、奥能登の中心にふさわしいまちづくりを目指します。

そのため、豊かな自然環境の保全・活用、中心市街地の賑わいづくり、集落機能の維持、雇用創出につながる企業誘致の受皿確保など、地域特性に配慮しつつ、計画的に魅力的で秩序ある土地利用を進めます。

(1) 計画的な土地利用の推進

- 奥能登の中心都市として、存続可能な都市機能を確保しつつ、広域的に再編すべき都市機能の適正立地方針等を検討します。
- 分散する集落機能の堅持とともに、整合のとれた都市機能の集約など、計画的な土地利用の転換に努めます。
- 立地適正化計画に基づき、都市機能集積を促進します。

(2) 都市計画の推進

- 都市計画マスタープランに基づき、都市施設の長寿命化や計画的更新など、都市計画事業を推進します。
- 公共施設の再編や公共用地の有効活用による都市機能の充実を図ります。
- 住民参加のまちづくりを進め、都市防災機能の強化や住環境の向上に努めます。

(3) 市街地整備の推進

- 中心市街地の活性化と魅力ある快適なまちづくりに関する多彩な取り組みと一体となった市街地整備を進めます。
- 地域社会で居住者の誰もが健康で活動的な生活を送るとともに、必要に応じて継続的なケアが受けられる、新たな生活共同体づくりを支援します。
- 計画的な市街地整備とその実現に向けたルールづくり、居住環境の維持・増進体制の整備を一体とする良好な市街地の形成を支援します。

2. 豊かさを実感できる住生活の実現

《基本方針》

高齢の単身・夫婦世帯の増加、世帯の小世帯化が進行する中、市民の多様な住生活ニーズに応え、良質なストックを将来世代に継承できるよう、市民が豊かさを実感できる住生活の実現を目指します。

そのため、住宅困窮者に対して最低限の安全を保障し、良質な住まいの提供を図りつつ、一方で、空き家対策を含む住宅及び住環境の質的水準の向上、並びに中古住宅を主とした健全な住宅市場の形成支援に取り組みます。

(1) 定住促進対策の推進

- 空き家データベースの拡充による移住・定住希望者への情報提供、相談窓口機能の拡充、受皿となる住宅整備など、受入環境を整えます。
- 都市住民等との交流人口増大や、U・Iターン促進につながる本市の魅力をもっとPRする機会の拡充を図ります。
- 移住・定住希望者のための体験交流やモニターツアーの開催を促進します。
- 移住・定住世帯に対する奨励金の交付など、経済的な支援を行います。

(2) 多様な住宅の供給

- 多世代の同居または親子世帯の近居の促進などにつながる、良好な宅地及び住宅の供給に努めます。
- 高齢者や子育て世帯、障害者世帯等が安心して暮らせる民間賃貸住宅市場の形成のため、家賃補助等による支援を行います。
- 高齢者が中心市街地で住む際のコア施設（サービス付き高齢者向け住宅等）の供給促進を支援します。
- 住宅診断とともに住宅更新履歴データベースの普及促進を図り、中古住宅市場の流通活性化に努めます。

(3) 住宅・建築物の居住性能の向上

- 躯体の断熱性や建築設備の効率性など、省エネルギー性能が高く、より環境負荷の少ない住宅・建築物の普及を促進します。
- 住宅のバリアフリー化についての普及啓発や情報提供、相談体制の充実などによる支援を行います。
- 木造住宅の耐震化促進に向けて、支援制度の情報発信や相談窓口機能の充実等に取り組めます。

(4) 公営住宅の適正な維持管理

- 老朽化した公営住宅の長寿命化と計画的な更新を図りつつ、適正な維持管理と居住水準の向上を図ります。

3. 道路網の整備・更新

《基本方針》

広域幹線道路から市内の生活道路まで、各段階における道路整備を促進しつつ、施設の長寿命化を図ることで、安全・安心・快適な交通環境の確保を目指します。

そのため、広域幹線道路に位置づけられる能越自動車道の整備促進をはじめ、のと里山空港とのアクセス強化、本市の骨格を形成する主要幹線道路網の拡充から、市内の生活道路まで、各段階の道路整備に取り組みます。

(1) 広域幹線道路の整備

- 本市を起点として小矢部砺波 JCT に至る高規格道路の能越自動車道の早期完成に取り組みます。
- 中心部の円滑な交通機能の確保を目指し、輪島バイパスの整備促進と国道 249 号を補完する県道の整備を働きかけていきます。

(2) 市内幹線道路の整備

- 能越自動車道へ連絡する幹線道路の整備により、のと里山空港へのアクセス円滑化につなげます。
- 都市計画道路及び市内道路網の整備を促進し、都市の拠点機能を円滑に結ぶ道路網の確立を図ります。

(3) 身近な生活道路の整備

- 市民生活の利便性及び道路上の安全を確保するため、道路の拡幅や側溝の改修、路面の舗装・修復等の整備を推進します。
- 集落内道路の複路化等による行き止まり道路の解消に取り組みます。

(4) 安全で快適な道路環境の維持・増進

- 道路の除排雪体制の中心となる建設業の役割を考慮し、除排雪作業の担い手機能の堅持に取り組みます。
- 橋梁など、道路構造物の耐震対策及び長寿命化対策を推進します。
- 公共施設周辺等における歩道の設置、街灯の設置、道路の段差や傾斜・勾配の改善など、安心できる道路整備を促進します。
- 市街地内道路において、景観に配慮した道路の整備やカラー舗装等の修景を推進します。
- 観光拠点や道路沿道、景観形成区域において、更新時期を考慮した観光案内板やサイン等の統一・再編に取り組みます。
- 道路緑化による都市と緑が融和した視覚的、心理的にやさしい道路環境の創出を図り、維持管理等に対する企業や市民の参画を推進します。

4. 交通ネットワークの整備・更新

《基本方針》

人口減少に伴い、民間のバス路線の撤退や再編が懸念される中、のと里山空港や金沢市との連絡強化とともに市民や来訪者の足として重要な役割を担う陸海の公共交通機関の利便性・快適性の向上を目指します。

そのため、民間の路線バスとの連携強化、コミュニティバス等のきめ細かな運行により、地域を網羅する高密度の公共交通ネットワーク形成に取り組みます。また、海上交通においても既存の離島航路の維持に取り組みます。

(1) のと里山空港の利用促進

- のと里山空港利用促進助成金など、利用客増加につながる様々な施策を展開します。
- 旅行事業者と連携し、チャーター便の増便や、のと里山空港を利用した旅行商品の企画など、更なる利用促進に取り組みます。

(2) バス輸送の維持

- 市民の生活路線として重要な役割を果たしている民間路線バスについて、関係機関との協働により、その運行維持に取り組みます。
- コミュニティバス及び市営有償運送バスのニーズに合わせた運行及びサービス水準の向上に取り組みます。

(3) 安全・安心な移動手段の確保

- 地理的条件等を背景とする交通弱者及び免許返納した高齢者等に対し、公共交通機関の提供による安全・安心な移動手段の確保に取り組みます。

(4) 海上輸送の充実

- へぐら航路の経営改善策を検討し、引き続き関係機関との協働により、老朽化した船舶を更新し、その維持存続に取り組みます。

(5) 交通結節点の機能強化

- 航空、バス、海上航路等の交通結節点における乗り継ぎの円滑化を図るとともに施設のバリアフリー化を推進します。
- 金沢駅等からの特急バス・鉄道の乗り継ぎ等の利便性向上に取り組みます。
- 地域資源の掘り起こしやブラッシュアップ等を推進し、市内の交通需要の喚起に取り組みます。

5. IoT(※)の活用・推進

《基本方針》

技術革新が急速に進展する情報通信技術分野において、自治体のブロードバンド対応等に取り組み、その便益を市民生活に還元することを目指します。

そのために、少子高齢化、防災、防犯、医療対応、教育、地域経済の活性化など、様々な分野における多様な活用策を模索し、本市におけるIoT環境の基盤整備に取り組みます。

(1) 地域情報化の推進

- 防災、防犯、教育分野等を中心とするIoTの利活用の促進を支援します。
- 自動走行、子育て・家事、テレワークなど、日常生活の利便性・快適性向上につながるIoTの利活用の促進を支援します。

(2) 行政のIoT対応促進

- 市民と行政の総働推進に向けた双方向型のまちづくりを推進するため、ケーブルテレビ(CATV)網を活用した行政情報や市内の行事・話題等の情報通信のブロードバンド化を促進します。
- 様々な市政情報の提供や市民本位の迅速・効率的なサービス提供、行政事務の効率化等を図る為、電子市役所の構築を推進します。

(※)IoT:あらゆるモノがインターネットに接続されることによって実現する新たなサービス・ビジネスモデル

6. 上下水道の普及・管理

《基本方針》

市民に対する、安全で良質な水の常時供給、快適な生活環境の維持向上を目指します。

そのため、水道未普及地域の解消、下水道は接続率の向上に取り組むとともに、今後は、施設の長寿命化とともに、費用対効果を考慮した適正かつ有効な施設整備に取り組みます。

(1) 水道施設の整備・更新

- 水道未普及地域解消事業により、生活用水を確保し、水道の未普及地域の解消を図ります。
- 老朽化した浄水施設や配水池の改修、配水管布設替等により、安定した飲料水の供給に努めます。
- ライフラインとして重要な水道施設の災害への対応力を高めるため、老朽管の更新やその他の施設の改良に努めます。
- 飲料水供給施設の更新・施設改良等を支援します。

(2) 下水道施設等の適正な管理・運営

- 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため、輪島処理区の公共下水道施設の長寿命化対策を推進します。
- 門前及び劔地処理区の特定環境保全公共下水道施設の長寿命化対策を推進します。
- 下水道施設の適正な維持管理に向け、水洗化率の向上を図るため、整備済地区の未接続者に対して、下水道の加入を促進します。
- 合併処理浄化槽の計画的な設置及び普及（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道の対象地区、農業集落排水地区及び漁業集落排水地区以外の地区）に努めます。
- 企業会計の導入による適正な資産管理と経営の安定化に努めます。

7. 公園や緑地等の適切な管理

《基本方針》

市民の憩いの場、交流拠点として機能する公園・緑地の適切な管理により、うるおいある都市環境の形成を目指します。

そのため、公園・緑地における施設の長寿命化に取り組むとともに、市民の緑化意識高揚を図ることで、市民に親しまれる場づくりに取り組みます。

(1) 公園・広場の適切な管理

- 一本松総合運動公園や鳳来山公園等の基幹的公園における施設の長寿命化を図り、市民が快適に楽しく利用できる公園づくりを推進します。
- 市民だけでなく、都市住民等の墓園ニーズにも柔軟に応えられるよう、新たな墓園整備について検討を進めます。

(2) 緑のまちづくりの推進

- 沿道の植栽によるフラワーロードの整備や街路樹の適正な管理により、緑と花に包まれたうるおいのあるまちづくりを推進します。
- 空き缶等のポイ捨て禁止、飼い犬等のふん害防止等の環境美化に関する取り組みを推進します。

8. 移住・定住環境の整備

《基本方針》

人口減少傾向を抑制し、地域活力を高めるため、U・Iターン世帯の移住・定住を積極的に受け入れることで人口規模の堅持を目指します。

そのため、都市部での移住・定住プロモーション活動や相談・サポート体制の拡充、受入側の市民意識の啓発等に取り組みます。

(1) 移住・定住の受入環境の充実

- CCRC(生涯活躍のまち)(※)の整備など健常時から介護時まで、継続的に快適な環境で過ごせるよう、生活共同体の拡充を支援します。
- 空き家データベースの充実により、移住・定住希望者への住宅等の情報提供、相談窓口機能の拡充など、受入環境の拡充に取り組みます。
- 移住・定住希望者と受け入れる地域住民等との交流体験やモニターツアーなど、相互理解の機会拡充に取り組みます。
- 若年、壮年層を中心に、U・Iターンする世帯に対し、住宅の賃貸や改修、購入等に係る費用の一部助成など、費用負担の軽減を支援します。
- 移住、定住者を受け入れる際の地域におけるルールづくりを支援します。

(2) 移住・定住情報の継続的な発信

- 都市住民等との交流機会及び交流数の増大等によるU・Iターンの促進が図られるよう、本市の魅力をPRする機会の拡充に取り組みます。
- 移住・定住の前後にわたり、必要かつきめ細かな情報を配信するとともに、相談・サポート体制の拡充に取り組みます。
- 移住・定住者のうち、当事者と受入地域の住民や団体等の双方で評価の高い、成功事例を積極的に顕彰し、情報の配信に取り組みます。

(※)CCRC:地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方に移り住み、地域の住民(多世代)と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくり



I-2

I-2. 安全・安心なまちづくり

1. 消防・救急体制の充実

- (1) 消防体制の整備充実
- (2) 消防施設等の整備充実
- (3) 救急救助体制の充実
- (4) 市民参加による消防救急体制の強化
- (5) 消防・医療機関へのアクセス向上

2. 防災対策・対応力の強化

- (1) 自然災害対策の強化
- (2) 防災・減災対策の強化
- (3) その他の脅威への対応
- (4) 原子力災害への対応
- (5) 支援・受援体制の強化

3. 防犯・交通安全対策の推進

- (1) 地域防犯活動の推進
- (2) 防犯施設の整備・更新
- (3) 交通安全意識の高揚
- (4) 交通安全対策の推進

1. 消防・救急体制の充実

《基本方針》

火災をはじめ複雑化・多様化する災害において、その被害の拡大を防止し、最小限にとどめることを目指します。

そのため、地域的な人口動向を踏まえた的確な消防体制の整備を推進するとともに、消防設備や消防資機材等の充実により、消防力の強化に取り組みます。

また、救急業務について、救急隊員の訓練や装備の充実に努め、迅速かつ的確な救急救助活動が図られるよう、必要なインフラ整備や救急体制の充実に取り組みます。

(1) 消防体制の整備充実

- 火災発生時の初期消火活動が円滑に行われるよう、地域の自衛消防体制の強化に取り組みます。
- 広域的連携のもと、常備消防力の充実を図るとともに、消防署と消防団との協力体制の強化に取り組みます。

(2) 消防施設等の整備充実

- 地域における消防機関としての役割を果たし、地域の安全確保に能力を十分に発揮できるよう、特に、消防団の装備の充実に取り組みます。
- 消防力の強化のため、消防ポンプ車等の計画的な更新やその他の消防資機材の充実及び適正な配置に取り組みます。
- 消火活動に有効な消火栓や防火水槽の点検整備と、老朽化した消火栓の改修や防火水槽の新設等を推進します。

(3) 救急救助体制の充実

- 複雑・多様化する救急業務、救助業務にあたり、救急救命士の育成や救急隊員の訓練、水難救助体制の強化とともに、救急救助資機材の充実に取り組みます。

(4) 市民参加による消防救急体制の強化

- 市民の防火意識を一層高めるため、市民及び自主防災組織による初期消火訓練等を実施するなど、火災予防活動を積極的に推進します。
- 災害時において市民が迅速かつ柔軟に負傷者の応急手当ができるよう、救命講習を主とした応急手当技術の普及啓発を推進します。

(5) 消防・医療機関へのアクセス向上

- 災害発生時や救急救助事案発生時における現場到達時間の短縮や、迅速な救急救助活動を図るため、消防・医療機関周辺の道路の整備に取り組みます。

2. 防災対策・対応力の強化

《基本方針》

長い海岸部と平野部が少ない本市の特徴から、土砂災害や河川の氾濫への的確な対応や能登半島地震の教訓を生かした災害に強い安全なまちづくりを目指します。

そのため、治山・治水や河川改修、避難路の整備、海岸整備など、防災対策に関する諸事業を推進するとともに、災害時の迅速な対応体制の強化をはじめ、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成・強化など、災害予防対策の充実に取り組みます。

また、武力攻撃事態やテロ、感染症などに対する避難や備え等についても日常的な訓練など、理解を深める取り組みを進めます。

(1) 自然災害対策の強化

- 風水害から市民の安全を確保するため、土砂災害の恐れのある地域の治山・治水・砂防事業を推進します。
- 高潮や浸食、地震の津波による海水の浸入を防止するため、海岸保全対策を推進します。

(2) 防災・減災対策の強化

- 災害時の防災拠点と位置付ける市役所庁舎等の新設も含めた耐震化及び防災拠点化、文化会館等公共施設及び橋梁等の耐震化・長寿命化の推進及び老朽設備の更新に取り組みます。
- 大規模な災害が発生した場合に、正確・迅速な被害情報の収集と市民への広報等を実施するため、防災行政無線施設等の更新・整備に取り組みます。
- 適切な管理が行われていない「特定空家等」について、必要な手続きを行うなど、市民が安心して暮らせる生活環境の保全に取り組みます。
- 様々な災害の発生に際し、迅速かつ的確な避難等の対応を行えるよう、必要なインフラ設備とともに、関係機関及び地域組織との連携強化による情報伝達や初動体制を確立し、きめ細かな防災体制の強化に取り組みます。
- 災害時における子どもや高齢者、障害者といった要配慮者等の避難誘導など、避難体制の強化に取り組みます。
- 災害時に市民が落ち着いて避難でき、適切に行動できるよう、避難所や避難場所の周知や防災知識の普及に努め、市民の防災意識の啓発に取り組みます。
- ため池災害、土砂災害、津波、河川等の各種防災マップの見直しを図り、市民の防災意識啓発に取り組みます。

- 自主防災組織の育成や、定期的な防災訓練の実施により、地域が助け合いながら災害に対応できる環境づくりを推進します。
- 社会の様々な立場で減災と地域防災力向上のために、市民の防災士資格取得を促進します。

(3) その他の脅威への対応

- 武力攻撃事態等に対して、「輪島市国民保護計画」に基づき、国・県等の関係機関や近隣市町とともに訓練を実施するなど、住民等の保護に必要な備えに取り組みます。

(4) 原子力災害への対応

- 地域防災計画「原子力災害対策編」に基づく、国・県、関係機関との連携強化に努めます。

(5) 支援・受援体制の強化

- 地域防災計画等に基づく受援計画、マニュアル等を策定し、災害等発生後の早期復旧対応等の備えを整えます。
- 近隣市町等との災害時応援協定に基づく自治体間の連携強化を図り、被害の拡大防止や復興支援等に備えます。
- 関係機関等の参加による災害等発生後の受援対応について、日常的な訓練の実施と見直しに取り組みます。

3. 防犯・交通安全対策の推進

《基本方針》

本市の刑法犯罪件数は増加傾向にあり、全国的な傾向と同様に、犯罪の多様化、広域化、低年齢化が懸念される中、犯罪のない、安全・安心で明るい地域づくりを目指します。

そのために、警察や関係団体、学校、地域等が連携し、防犯活動の推進や防犯意識の啓発等に取り組みます。

一方、交通事故発生件数は、減少傾向にありますが、さらに安全な交通環境の実現のため、交通安全施設の充実を図ります。

また、あらゆる場で、交通安全教育を推進し、交通安全に関わる団体の体制強化に取り組みます。

(1) 地域防犯活動の推進

○警察や市民、防犯協会等との連携により、市民ぐるみの防犯運動を推進し、防犯思想の普及に取り組みます。

(2) 防犯施設の整備・更新

○地域の実態に即して、防犯灯の増設や既設防犯灯の整備・更新を推進します。

(3) 交通安全意識の高揚

○社会情勢等を反映した交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
○市民の交通安全モラルの向上を図るため、家庭、学校、職場、町内会その他のあらゆる場においての交通安全教育を推進します。

(4) 交通安全対策の推進

○交通安全推進隊や交通安全協会など、地域の交通安全推進団体等の活動支援を推進します。
○市民を交通事故から守るため、歩道やガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を計画的に実施します。



I-3.

自然・景観の保全・活用

1. 自然環境の保全

- (1) 自然環境の保全
- (2) 貴重な動植物の保護
- (3) 公害防止対策の推進
- (4) 新エネルギーの導入推進
- (5) 環境教育の推進

2. 自然・歴史的景観の保全・活用

- (1) 良好な自然景観の保全
- (2) 伝統的街並み景観の保全
- (3) 景観条例による適切な規制と普及啓発

3. 循環型社会の形成

- (1) ごみの減量化の推進
- (2) 不法投棄防止対策の推進
- (3) リサイクルの推進
- (4) 環境美化活動の推進

1. 自然環境の保全

《基本方針》

能登半島国定公園をはじめ、丘陵地の森林や農地、河川等の豊かな自然環境を保全し、貴重な動植物を守り、育て、子や孫の世代に引き継ぎます。

そのために、環境汚染対策や自然と共生しうる新エネルギーの導入等とともに、市民の環境教育の拡充に取り組みます。

(1) 自然環境の保全

- 能登半島国定公園の適切な管理や自然保護、環境美化に取り組みます。
- 本市の森林や海岸、農用地、寺社林、水源地など、貴重かつ身近で良好な自然環境を保全するため、森林病虫害の駆除対策、海岸保全、浸食防止対策、農地の荒廃防止対策、水質保全のための開発抑制等に取り組みます。

(2) 貴重な動植物の保護

- 猿山岬の雪割草群生地や三蛇山山頂近くの水芭蕉群生地、山野草、野鳥、渡り鳥その他の貴重な動植物の生育環境を保全することにより、健全な生態系の保護、育成に取り組みます。

(3) 公害防止対策の推進

- 各種公害についての指導、監視体制を強化し、公害の未然防止に取り組みます。
- 公害を防止するため、市民の意識啓発活動を推進します。

(4) 新エネルギーの導入推進

- 環境への負担が少なく、クリーンな新エネルギーの導入、普及啓発、理解促進に取り組みます。

(5) 環境教育の推進

- 学校教育をはじめ、生涯学習等における環境教育の充実により、市民一人ひとりの環境保全意識の啓発に取り組みます。
- 子どもたちの環境問題への興味・関心、理解を深めるよう、アユやカジカ等の稚魚の放流活動など、自然環境の保全活動に取り組みます。

2. 自然・歴史的景観の保全・活用

《基本方針》

本市の魅力を実際立たせる、海岸景観や歴史的景観、特徴的な街並み景観など、ふるさとへの誇りと愛着、やすらぎを与える輪島らしい景観の保全、活用を目指します。

そのために、景観要素を守るとともに、市民生活に根差した活用策を推進するとともに、市民の景観形成意識の醸成とモラルの向上に取り組みます。

(1) 良好な自然景観の保全

- 白米の千枚田をはじめ、貴重な海岸景観、緑豊かな田園風景、間垣など、輪島らしい景観の保全・活用に取り組みます。
- 道路空間と沿道の修景について、市民の理解と協力によりデザイン等に関する規制・誘導、良好な景観の積極的な顕彰活動等に取り組みます。

(2) 伝統的街並み景観の保全

- 輪島塗職人の職住環境の保全、曹洞宗大本山總持寺祖院前や黒島町等の伝統的な街並み景観の保全・活用に取り組みます。

(3) 景観条例による適切な規制と普及啓発

- 輪島市景観条例に基づき、市民とともに計画策定とルールづくり、景観の適切な維持管理等に取り組みます。

3. 循環型社会の形成

《基本方針》

限りある資源の有効活用とともに、地球環境の保全により、生活様式の多様化や産業形態の多角化等に対応し、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

そのために、ごみの減量化や再資源化等の対策をはじめ、市民のリサイクル意識の啓発と環境美化等の取組を推進します。

(1) ごみの減量化の推進

- 市民へのごみの分別の徹底、生ごみの発生を抑える助成制度の市民への周知・徹底を図り、ごみの総量削減に取り組みます。
- ごみ処理施設について、資源の循環による環境への影響の低減を踏まえた整備に取り組みます。

(2) 不法投棄防止対策の推進

- ごみの不法投棄防止に向け、立看板の設置や民間との協力によるパトロール巡視活動の強化に取り組みます。

(3) リサイクルの推進

- 廃棄物のリサイクルを徹底するため、市民への周知を図り、リサイクル率向上に取り組みます。

(4) 環境美化活動の推進

- 美しいまちづくりに向け、市民や事業者による主体的なごみゼロ運動や清掃活動、美化運動等を支援します。

Ⅱ. 活力を生み出すまちづくり



Ⅱ-1.

Ⅱ-1

戦略的交流による地域振興

1. ツーリズムの振興

- (1) ツーリズム推進環境の構築
- (2) 観光資源の魅力向上
- (3) 交流・体験型の“おもてなし”基盤の整備
- (4) ターゲットを意識したプロモーションの強化
- (5) 持続可能なインバウンド戦略

2. 国内外の交流促進

- (1) 国内諸都市との交流推進
- (2) 都市住民等との交流推進
- (3) 国際交流活動の推進
- (4) 国際化への対応

3. 交流拠点機能の強化

- (1) 魅力ある交流プログラムの推進
- (2) 交流プログラムの担い手の育成

1. ツーリズムの振興

《基本方針》

北陸新幹線やのと里山空港といった交通結節点から国内外の集客を促進し、従来の通過型の観光地から魅力ある滞在型の観光都市への転換を目指します。

そのため、朝市や祭り、伝統文化、漆芸、自然、味覚、海洋レクリエーションなど、地域固有の資源を組み合わせ、多様化する旅行者のニーズをくみ取り、計画的かつ戦略的に、体験型・交流型の要素を強化したツーリズムの振興に取り組みます。

(1) ツーリズム推進環境の構築

- 本市が有する多様かつ魅力的な地域資源を活かした、輪島らしいツーリズム振興に当たり、その基本指針及び具体化のための実践的なアクションプランを策定します。
- 市、関係団体、周辺市町等が各々の役割を果たし、協働する体制と運営システムの構築に取り組みます。

(2) 観光資源の魅力向上

- 質感高い「宿」と新鮮な地元食材を使った「輪島の食」の魅力を効果的に発信し、誘客促進を図ります。
- 国内外からの誘客促進に向け、日本遺産・能登のキリコ祭り（輪島大祭など）の活用に取り組みます。
- 朝市界隈からマリンタウン等の中心市街地における魅力と賑わいの再生を図り、回遊・滞在機能の強化に取り組みます。
- 白米千枚田やあえのこと、黒島の町並みなど世界農業遺産「能登の里山里海」の保全・活用に取り組みます。
- 各エリア（漆の里、禅の里、平家の里、間垣の里）の地域資源の掘り起こしと活用に取り組みます。
- 御陣乗太鼓、市民花火大会、千枚田あぜのきらめきなど、伝統芸能やイベントの魅力と集客力の向上に取り組みます。
- 漫画家「永井豪」氏の作品を活用した集客力の向上に取り組みます。
- 能登地域各市町に点在する観光拠点のネットワーク化により、圏内での誘客促進に取り組みます。
- 新たなツーリズムニーズを掘り起こし、滞在型で地域の魅力を発信するため、奥能登を巡るサイクリングルート整備等に取り組みます。

(3) 交流・体験型の“おもてなし”基盤の整備

- 市民と観光客が顔の見える関係を構築できるよう、交流施設及び受入体制の整備、研修開催等に取り組みます。
- 観光客の多様なニーズに応える、魅力的な交流・体験プログラムやモデルコース、パッケージ商品の企画・提供等により、滞在型観光地の取り組みを強化します。
- 子どもの頃の思い出づくりから、その後の人生の節目等で輪島への再訪を促せるよう、修学旅行の誘致や子ども長期自然体験村等の取り組みを強化します。
- 休業した民宿や旅館の活用を含む宿泊施設の多様化（素泊まり宿、サイクルラック設置宿など）に取り組みます。
- 宿泊施設と飲食・物販店等の連携強化による魅力づくり、無料 Wi-Fi、キャッシュレス環境など観光客の利便性向上等に取り組みます。
- 既存サインの現況を踏まえ、更新時期を考慮した観光サインの統一化と適正配置を考慮した再編、観光案内所等の充実に取り組みます。

(4) ターゲットを意識したプロモーションの強化

- SNSの活用、インターネットやマスコミなどを通じ、国内外向けの観光プロモーションを展開します。
- マリンタウンへの大型客船の誘致、のと里山空港の空の玄関口機能強化など、海空の誘客促進に取り組みます。
- プロモーション時のPRにも活かせる、ボランティアガイドの案内情報や観光客向けの紙媒体やITによる案内ツール等の作成を支援します。
- 観光情報の収集と分析体制を整え、誘客促進等に活用します。
- フィルムコミッション機能（映画・ドラマの撮影の誘致と協力）の強化に取り組みます。

(5) 持続可能なインバウンド（外国人の訪日旅行）戦略

- 既存サインの再編に伴い、必要な外国語案内板の設置に取り組みます。
- 市民や事業者等の外国人観光客対応にあたり、「外国人窓口の強化」「外国人向けマップの作成」等に取り組みます。
- 昇龍道等の新ゴールデンルートを通じた誘客促進に向け、能越自動車道沿線都市等との県域を越えた広域的な観光連携に取り組みます。
- 県や他市町と連携し、中国、韓国、台湾などアジア地域で行われる観光商談会等に参加するなど、積極的な誘客促進に努めます。

2. 国内外の交流促進

《基本方針》

のと里山空港や能越自動車道、北陸新幹線など、地域間を連絡する交通環境が整う中、国内外の地域等との相互理解と友好関係のさらなる深化を目指します。

そのため、姉妹都市をはじめ、国内外の都市や地域間において、それぞれに培ってきた歴史・風土等を理解・尊重し、文化、教育、スポーツ、経済など、幅広い分野で活発な交流関係の維持・増進に取り組みます。

(1) 国内諸都市との交流推進

- 今後とも、姉妹都市・友好都市等との相互交流を推進、県内市町や能越自動車道沿線都市等との交流推進に取り組みます。
- スポーツ、文化・芸術交流や観光交流など、住民レベルでの交流活動を推進します。

(2) 都市住民等との交流推進

- 本市の地域資源を生かすとともに、産業体験等を含む、滞在型の地域間交流活動等に取り組みます。
- 積極的な交流を通じ、二地域居住や移住・定住にもつながる関係づくりを推進します。

(3) 国際交流活動の推進

- 留学生の受入れなど、積極的な外国人との交流機会拡充による友好親善に取り組みます。
- 文化・芸術、スポーツ、教育等の国際交流イベントの拡充を図り、幅広い分野において活発な国際交流を展開します。

(4) 国際化への対応

- 市民一人ひとりの国際感覚を磨き、国際理解と国際協力の進展につながるよう、外国人による外国語教育の充実、外国の歴史や文化を学習する機会の提供に取り組みます。
- 外国人をもてなし、積極的に受け入れる環境づくりとして、案内施設やツール等の充実とともに、市民の誰もが親身に外国人を案内できる意識づくりに取り組みます。

3. 交流拠点機能の強化

《基本方針》

能越自動車道の整備をはじめ、マリンタウンプロジェクト、輪島キリコ会館の竣工など、ハード面の交流拠点機能の整備に一定の目途が立った中で、今後は、ソフト面に注力した交流の推進・展開を目指します。

そのため、市内外の人々が集い、ふれあい、憩える、戦略的な交流プログラムの推進に取り組みます。

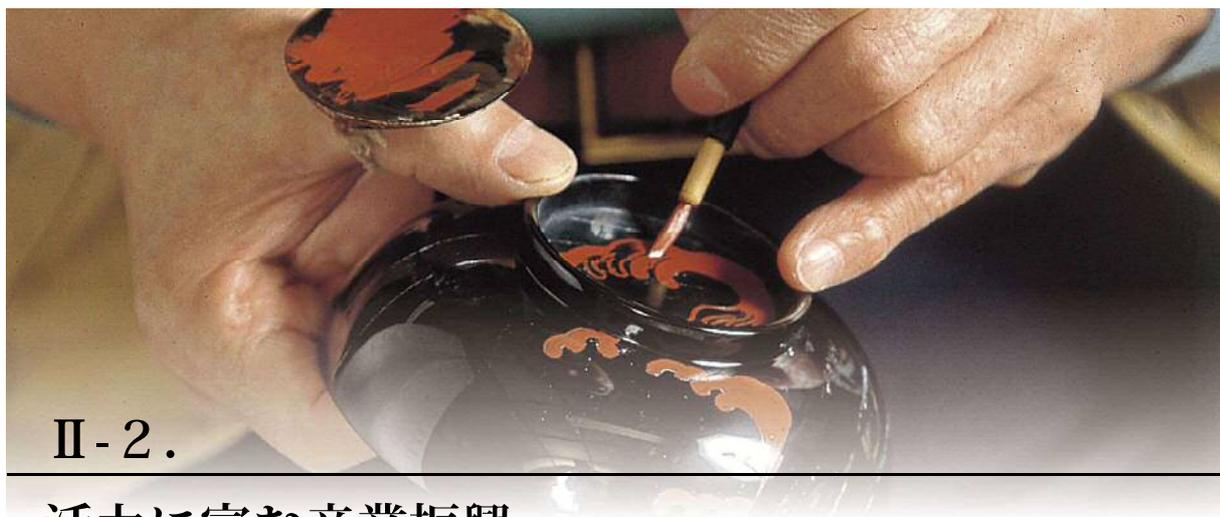
II-1

(1) 魅力ある交流プログラムの推進

- 「能登の里山里海」のブランド力を強化し、さらなる交流・体験プログラムの拡充に取り組みます。
- 大型客船の寄港機会を増やし、乗船客と市民の交流を促進するため、海や港をキーワードとした魅力ある交流プログラムの実施に取り組みます。

(2) 交流プログラムの担い手の育成

- 戦略的な交流拠点機能の増進に向け、専門的な知識を有し、企画力・調整力・行動力のある、おもてなし人財の育成に取り組みます。



II-2.

活力に富む産業振興

1. 漆器産業の強化

- (1) 商品力の向上と販路の拡大
- (2) 商品の製造・生産体制の刷新
- (3) 漆器業界の魅力向上

2. 商工業の振興

- (1) 商店・商店街の賑わいづくり
- (2) 観光や他産業との連携
- (3) 地域工業の活性化

3. 農林業の振興

- (1) 担い手の育成・確保と経営力の向上
- (2) 農地の集積・集約と農業生産基盤の長寿命化
- (3) 農業・農村の健全な発展と高付加価値農業の推進
- (4) 林業の担い手育成
- (5) 林産物の需要拡大対策の推進
- (6) 森林資源の管理
- (7) 生産基盤の整備及び長寿命化
- (8) 森林の多目的利用

4. 水産業の振興

- (1) 生産基盤の整備及び長寿命化
- (2) 水産物の消費拡大
- (3) 水産資源の保護・育成
- (4) 水産業の担い手確保と人材育成
- (5) 都市と漁村との交流推進

5. 地域ブランドの開発・発信

- (1) 輪島ブランドの確立
- (2) 生産・流通・販売体制の確立

II-2

1. 漆器産業の強化

《基本方針》

本市の基幹産業であり、全国的にも知名度の高い、輪島塗ブランドと漆器産業の強化を目指します。

そのため、早急な対策を講じるべき、職人等の担い手不足解消や原材料等の確保等とともに、求められる商品づくりと積極果敢な販路開拓等に取り組みます。

(1) 商品力の向上と販路の拡大

- ふるさと納税の返礼品の品揃えを充実させるなど、漆器業界と連携した販促支援に取り組みます。
- 東京オリンピック、パラリンピック等の国際イベントを契機として、新商品の市場開拓等に取り組みます。
- 伝統的な技術・技能を活かした文化財の修復など、新市場への参入を支援します。
- 漆器産業の担い手となる若手職人を中心に、国内外の見本市等への出展や販路拡大等を支援します。
- 輪島塗ブランドの強化につながるよう、戦略的な取り組みを支援します。

(2) 商品の製造・生産体制の刷新

- 伝統、革新といったそれぞれの方向性に応じた漆器の製造工程や体制の見直しを支援します。
- 中学から高校、高等教育機関までの担い手育成環境の整備と就労先の環境改善等の取り組みを支援します。
- 消費者目線での商品提供につながる品質管理体制の構築を支援します。

(3) 漆器業界の魅力向上

- 優秀な職人や業界振興に寄与した事業者等を積極的に顕彰し、国内外に向けた情報発信を支援します。
- 国内外への情報発信や漆器づくり等の体験機会、職人等との積極的な交流機会等を拡充し、伝統工芸のイメージ向上に取り組みます。

2. 商工業の振興

《基本方針》

本市の商工業は、人口減少や厳しい経済情勢の影響を受け、事業の継承が厳しくなっていますが、地域に根差した経営基盤の強化と産業の振興を目指します。

そのために、国、県、市内の商工業振興団体等と連携し、若手事業者の育成・確保、各種支援策の継続実施等に取り組みます。

(1) 商店・商店街の賑わいづくり

- U・Iターンを含む魅力ある業種業態の出店を支援し、立地環境に恵まれた空き家を活用するなど、活力ある個店の集積に取り組みます。
- 中小規模の小売・飲食店等に対する融資制度の充実、経営活動への指導等の支援を推進します。

(2) 観光や他産業との連携

- 観光と連携し、消費者ニーズに応えるための商業・サービス等の提供等とともに、地域住民に支持される個店づくりを支援します。
- 消費者のライフスタイルの変化や消費動向に応えるよう、他産業と連携した取り組みを支援します。

(3) 地域工業の活性化

- 国や県、市内関係団体等の支援策等を活用し、人材の育成、経営基盤の強化、融資制度の活用促進等の取り組みを支援します。
- 地場製品の活用や異業種交流による新商品開発、新規分野への事業展開、技術交流や情報交換の機会の充実等の支援を行います。

3. 農林業の振興

《基本方針》

本市の農業は、農地の集約化・機械化による稲作経営を中心に、野菜や果実、肉牛等の畜産が営まれており、今後とも足腰の強い農業・農村の振興を目指します。

そのため、経営母体の安定化に向けて、生産基盤整備等による生産性向上、時代のニーズに応じた高付加価値の農産・加工品の生産等に取り組むとともに、担い手育成や快適な農村環境の形成など、総合的な農業振興に取り組みます。

(1) 担い手の育成・確保と経営力の向上

- 認定農業者、青年農業者、農業法人の育成に取り組みます。
- 園芸作物の支援や農家民泊の推進など、経営複合化による競争力向上を支援します。
- 地域の農地を保全し、効率的な農業を推進するため、集落営農組織や農業法人の取り組みを支援します。
- 農業に関心がある、新規就農希望者に対して、相談及び受入体制の充実に取り組みます。
- 地域資源である農産物の利用促進と高付加価値化を図るため、6次産業化の取組を支援し、ブランド化を推進します。

(2) 農地の集積・集約と農業生産基盤の長寿命化

- 農業の生産性向上や良好な営農環境の形成に向け、広域営農団地農道、一般農道、農地の大区画化、ため池等の農業生産基盤の整備及び適正な改修・更新に取り組みます。
- 農産物の出荷拡大と流通体制の整備を推進するとともに、農産物直売所の機能強化と魅力向上に取り組みます。
- 農地中間管理機構による農地の集積・集約、優良農地の保全を図るとともに、農地の有効な利活用の推進に取り組みます。

(3) 農業・農村の健全な発展と高付加価値農業の推進

- 能登棚田米や能登野菜、能登牛など、地域特性を活かした高品質な農産物の生産及び農業を推進します。
- 健康志向に対応した減農薬や有機栽培等の環境保全型農業を推進し、付加価値の高い野菜や果樹等の生産を奨励、支援します。
- 地産地消の取り組みによる地場農産物の消費拡大及び食育を推進します。
- 生物多様性等の環境に配慮した農業について、新たな展開への取り組みを支援します。
- 増加傾向にある鳥獣被害への対策強化に取り組みます。

(4) 林業の担い手育成

○森林関係団体と連携した林業従事者及び後継者の育成・確保を支援します。

(5) 林産物の需要拡大対策の推進

○輪島産材の需要拡大を図るため、公共施設等への木材利用促進や輪島産材を活用した住宅に対する助成等に取り組みます。

○間伐材や林産物等を含む木材利用の多角化、商品開発、ブランド化を推進します。

(6) 森林資源の管理

○枝打ち、間伐等の放置林対策を進め、森林施業の省力化・低コスト化の推進を支援します。

○森林のもつ多面的機能を保つため、市民ボランティアや NPO 法人、企業等の多様な主体による広葉樹林の植栽及び育成に取り組みます。

○本市の伝統産業である漆器産業振興を踏まえ、漆やアテ、ケヤキをはじめとした原材料の「地産地消」に向けた植栽等を支援します。

(7) 生産基盤の整備及び長寿命化

○森林管理や林業経営の基幹となる、林道等の整備及び適正な維持・管理に取り組みます。

○長伐期大径材の生産に向けた施業体系の確立を支援します。

(8) 森林の多目的利用

○森林の循環利用を確保するとともに、国土保全、水源かん養、その他の森林の多目的機能の維持・増進に取り組みます。

4. 水産業の振興

《基本方針》

本市の水産業は、漁業就業者の高齢化と担い手の減少傾向、国際的漁業規制の強化及び漁獲量の減少など、厳しさを増していますが、漁業者が意欲と展望を持って就労できる魅力ある水産業を目指します。

そのため、意欲ある担い手の育成・確保、栽培漁業の推進、水産物・加工品の高付加価値化と販売力強化等に取り組みます。

(1) 生産基盤の整備及び長寿命化

- 漁港、海岸施設の適正な維持管理を行います。
- 製氷貯氷施設や荷捌所等の整備充実に取り組みます。
- 大型クラゲ等の有害生物被害対策や漁場造成などの漁場環境保全対策の充実に取り組みます。

(2) 水産物の消費拡大

- 消費者ニーズに対応した付加価値の高い水産加工品の商品開発を推進するとともに、消費者への情報発信等による販路拡大に取り組みます。
- 高品質を追求した魅力ある水産物・加工品などの輪島ブランドの育成強化を推進します。
- 水産物の消費拡大につながる拠点施設の整備・運営を支援します。
- 水産物が市民の健康的な食生活を支える重要な食糧であり、新鮮でおいしい水産物が得られる地元の良さを積極的にアピールするなど、地元消費拡大を支援します。

(3) 水産資源の保護・育成

- 環境負荷の少ない「つくり育てる漁業」、「資源管理型漁業」を推進します。
- アワビ、サザエ、ヒラメ等の育成放流事業を推進します。

(4) 水産業の担い手確保と人材育成

- 漁業技術や経営に関する研修の実施などを通じ、水産業の担い手確保と人材育成に取り組みます。
- 就業条件や就労環境の改善等により、将来的にも魅力ある漁業の活力増進及び経営の安定確保に取り組みます。
- 海女漁の継承と担い手確保に取り組みます。

(5) 都市と漁村との交流推進

- 新鮮な魚介類や資源豊かな海、魅力的で個性ある漁村文化等の地域資源を活用し、都市住民等との交流を促進します。

5. 地域ブランドの開発・発信

《基本方針》

新たな輪島ブランドの魅力と個性を発信し、認知されることを目指します。

本市を代表する「輪島塗ブランド」の価値をさらに高めるとともに、地域資源を活かした新ブランドの確立、さらには、オール輪島をブランドとして価値づける取り組みを進めます。

(1) 輪島ブランドの確立

- 地域資源を活かした新たな輪島ブランドの確立に向けた取り組みを推進します。
- 輪島ブランドの確立に向けた高付加価値で魅力ある新商品・サービス等の開発等の取り組みを支援します。
- 輪島ブランドのけん引役となる地域リーダーを育成する人材育成（セミナー、研修会の開催、人的ネットワークづくり支援）に取り組みます。

(2) 生産・流通・販売体制の確立

- 競争力の高い能登野菜等の奨励作物をブランド化するための主産地化を推進します。
- 県外及び海外の物産展や見本市への出展を支援し、販路拡大につながるネットワーク形成を支援します。
- 市ホームページ、パンフレット、大都市圏等でのキャンペーンなど、積極的なプロモーション活動の強化に取り組みます。
- 国や県、周辺市町等とも連携し、首都圏や台湾など、のと里山空港の発着便を有する都市等への販路拡大に取り組みます。



II-3.

多様な就労機会の創出

1. 起業・創業支援

- (1) 起業に対する支援
- (2) 起業家に対するマッチング支援

2. 継続した企業誘致

- (1) 企業誘致の推進
- (2) 進出企業のニーズを満たす環境整備

3. 多様なニーズに対応した就労支援

- (1) 雇用対策の充実

1. 起業・創業支援

《基本方針》

北陸新幹線金沢開業を契機として、物販・飲食等を中心とする起業が増加傾向にある中、規模を問わず、個性的で活力のある起業・創業の拡充を目指します。

そのために、起業の準備段階からの相談や各種情報の提供、マッチング機会の拡充等に取り組みます。

(1) 起業に対する支援

- 起業に必要な事業計画の立案、各種補助金の紹介と活用、各種相談への対応、起業家及び起業希望者間の交流機会の提供に取り組みます。
- 起業に必要な準備資金、運転資金等の経済支援、経営の診断・助言・指導、営業情報発信等を支援します。
- 市内外に、本市における起業の成功事例等を紹介するなど、積極的な情報発信とPRに取り組みます。

(2) 起業家に対するマッチング支援

- 中・高校生の就業体験機会拡充、女性の再就職促進、就業意欲のある定年人材の雇用増進に取り組みます。
- 県内外の高等教育機関と連携したインターンシップの拡充、起業・ベンチャーに対する興味・関心を喚起する就業教育に取り組みます。
- 県や商工団体等と連携し、首都圏等の人材紹介会社と連携した起業家と求職者のニーズのマッチング機会拡充に取り組みます。
- U・Iターンに関する相談体制の拡充、本市へのU・Iターン促進に取り組みます。

2. 継続した企業誘致

《基本方針》

人口流出を抑制し、地域の活力を維持・増進するため、地元における就業機会の選択肢拡充を目指します。

そのため、積極的な企業誘致活動に継続して取り組むとともに、事業所等が進出を希望する地域づくり、事業所が必要とする環境整備等に取り組めます。

(1) 企業誘致の推進

- 本市の産業発展性を高め、地域の経済的波及効果が期待される魅力ある企業の誘致に継続して取り組みます。
- 地域の活力を高め、新陳代謝を増進するため、新規産業の育成、受入れに取り組みます。

(2) 進出企業のニーズを満たす環境整備

- 企業進出により、自立的な産業ネットワークが構築されるよう、基幹産業の事業展開や地域づくり戦略等と整合した環境等の整備に取り組めます。
- 進出企業と地場産業が連携を強化し、新たな産業資源や付加価値等の創出につながるよう、進出後の充実した継続的フォローに取り組めます。

3. 多様なニーズに対応した就労支援

《基本方針》

生産年齢人口の減少と老年人口の増加が見込まれる中、多様なニーズに対応した就労支援の拡充を目指します。

そのために、生産年齢層とともに、定年退職後の再就職など、ライフステージに応じた雇用の場の確保を支援します。

(1) 雇用対策の充実

- 事業所に対する雇用の安定と拡大を働き掛けるとともに、優良企業の誘致を進め、新たな雇用の場の確保に取り組みます。
- 高等学校卒業予定者に対する就職情報の提供やインターンシップの実施、就職指導の徹底を図り、地元企業への定着に取り組みます。
- 女性の雇用促進・安定のため、出産・育児休業や職場復帰以降の働き方の選択肢提供など、雇用促進制度の充実を支援します。
- 定年退職後、年金受給開始まで、希望者に対する安定した雇用確保と就労支援、その他、シルバー人材センターの拡充など、多様な働き方や働き先の確保等を支援します。
- 障害者等の安定した雇用を確保し、生涯にわたり、自立した生活が営めるよう、働きやすい就業環境の整備を支援します。

Ⅲ. 健やかに過ごすまちづくり



Ⅲ-1.

女性が活躍できるまちづくり

1. 出産・子育て環境の充実

- (1) 男女の出会いから出産までの環境整備
- (2) 子育てしやすい環境整備

2. 男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画意識の啓発
- (2) 男女が活躍できる社会づくり
- (3) 男女共同参画社会を実現するための体制整備
- (4) 男女の人権が尊重され、暴力のない社会づくり

1. 出産・子育て環境の充実

《基本方針》

人口減少傾向に歯止めをかけるとともに、本市の住みよさを積極的に評価し、楽しむ人々が交流できる社会を目指します。

そのために、男女の交流機会を拡充するとともに、出産・子育てにおいて、男性が理解を示し、女性が活躍できる環境づくりに取り組みます。

(1) 男女の出会いから出産までの環境整備

- 民間企業等と連携を図りつつ、本市における男女の交流機会の拡充（わじこんの拡大開催等）に取り組みます。
- 出産・子育てにおける経済的・精神的な負担を軽減し、できるだけ安心して出産できる環境の整備に取り組みます。

(2) 子育てしやすい環境整備

- 男女の子育て参画について、ファミリーサポートセンターの拡充など、子育てと仕事の両立を支援する環境整備に取り組みます。
- 事業所において、男女が精神的・経済的な負担を強いられることなく、育児休業制度等を利用できる環境づくりを支援します。
- 出産や育児等で退職した女性の再就職に展望が持てる仕組み及び環境づくりを支援します。

2. 男女共同参画の推進

《基本方針》

人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域や職場、家庭で男女が互いを尊重しつつ、多様な選択肢の中でそれぞれが役割を担い、活躍する社会を目指します。

そのために、男女がお互いを尊重し、平等であることの意識啓発、女性の積極的な社会参加、男女共同参画を実現する環境整備に取り組みます。

(1) 男女共同参画意識の啓発

- 男女共同参画の視点に立った意識啓発等に関する研修会や講演会、学習会等の充実に取り組みます。
- 幅広い世代で、それぞれの価値観等を尊重し、男女共同参画の必要性や意義、本市の取り組み等に関する教育・学習機会の拡充に取り組みます。

(2) 男女が活躍できる社会づくり

- 人々の価値観が多様化する中で、本市で暮らす意義、動機づけを見直すとともに、人生（ライフ）・仕事（キャリア）・お金（ファイナンス）といった人生の影響要因を踏まえ、男女が主体性と創造性を持って、積極的に人生設計（ライフデザイン）を考え、実現するための講座開設等に取り組みます。
- 各種の審議会や委員会等の場をはじめ、様々な意思決定の場への女性参画推進及び的確なリーダー人材の育成に取り組みます。
- 家庭や地域社会における多様な活動が展開されるよう、男女共同参画の機会を推進します。
- 働く場において、男女平等意識を確立し、女性の仕事と家庭の両立、様々な分野でのチャレンジ等を支援します。

(3) 男女共同参画社会を実現するための体制整備

- 男女共同参画社会を実現するため、市の推進体制を整えます。
- 地域における男女共同参画推進員の育成・確保とともに、関係団体等との連携による推進体制の拡充に取り組みます。

(4) 男女の人権が尊重され、暴力のない社会づくり

- 男女の人権尊重と共に、配偶者等からの暴力を許さない社会の必要性を周知・啓発する機会の拡充に取り組みます。
- 暴力被害を受けた場合の相談、自立を支援する体制、環境の整備に取り組みます。



Ⅲ-2.

地域で支え合う福祉の増進

1. 地域福祉の充実

- (1) 多機関の協働による支援体制の充実
- (2) 地域福祉活動の推進
- (3) 福祉意識の啓発

2. 児童福祉の充実

- (1) 保育所の充実
- (2) 地域の子育て支援体制の充実
- (3) 子育て世帯への経済的支援
- (4) 児童の健全育成環境の充実

3. 高齢者福祉の充実

- (1) 在宅支援の強化
- (2) 介護予防の推進
- (3) 生きがいづくりと社会参加の促進
- (4) 高齢者を支える地域コミュニティの強化

4. 障害者福祉の充実

- (1) 障害者福祉サービスの充実
- (2) 障害者の自立と社会参加の支援
- (3) 障害者の社会的障壁の除去

1. 地域福祉の充実

《基本方針》

人口減少や少子高齢化、家族形態の多様化など、家族や地域のつながりの希薄化が懸念される中、市民の誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

そのため、福祉意識の啓発とともに、地域福祉活動の推進など、市民一人ひとりが、生活する権利を保障し、お互いが支い合える地域づくりに取り組みます。

(1) 多機関の協働による支援体制の充実

- 児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉の更なる充実を図り、関係機関との連携による切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
- 地域社会の変化と新たな支え合いの必要性のため、地域や住民の協力、共助の仕組みの構築に取り組みます。

(2) 地域福祉活動の推進

- 地域の担い手の確保と育成を強化し、幅広い地域福祉活動を推進するため、中心的役割を担う輪島市社会福祉協議会の機能強化に取り組みます。
- 地域に根差したきめ細かな福祉活動を行うNPO法人やその他の各種団体の活動を支援します。
- 民生委員・児童委員及び地域福祉推進員への情報提供を行い、連携の強化に取り組みます。
- 地域住民の生活における多様な課題や貧困などの困りごとを把握し、関係機関と行政との連携により、その解決に取り組みます。

(3) 福祉意識の啓発

- 住民を対象とした講演会等を開催し、福祉に対する理解や、住民参加活動の必要性に関する意識を高めます。
- 福祉等に関する情報の提供を行い、福祉意識の啓発を図ります。

2. 児童福祉の充実

《基本方針》

少子化の進行、女性の社会進出、核家族化など、子育て環境が多様化する中、子どもたちが健やかに成長する環境づくりを目指します。

そのために、保育所におけるサービスの充実、地域の子育て支援体制の拡充、子育て世帯への経済的負担軽減等に取り組みます。

(1) 保育所の充実

- 児童数の動向を踏まえつつ、質の高い保育サービスの提供につながる保育施設の適正規模・適正配置について検討を行います。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、一時預かりや乳児保育等のサービス充実に取り組みます。

(2) 地域の子育て支援体制の充実

- 子育て支援センターにおいて、親子の交流機会拡充や育児情報等の提供等を含む、包括的な支援・相談拠点機能の強化に取り組みます。
- 子育て世帯が抱える育児不安の相談・指導や子育てサークルの育成・支援など、地域の子育て支援体制拡充に取り組みます。
- 子育て世帯が有する悩みや不安、児童虐待など、子育てに関する多様な問題に迅速かつ適切に対応できるよう、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関と連携体制の拡充に取り組みます。

(3) 子育て世帯への経済的支援

- こどもの医療費及びひとり親家庭等医療費の助成、保育料、放課後児童クラブ利用料の軽減、チャイルドシートの購入補助など、子育て世帯への経済的支援に取り組みます。

(4) 児童の健全育成環境の充実

- 放課後児童クラブの運営の充実等に取り組みます。
- 児童に健全かつ安全な遊びの場を提供するなど、子育ての充実を図ります。

3. 高齢者福祉の充実

《基本方針》

超高齢社会の進行とともに、高齢単身・夫婦のみ世帯の増加が見込まれる中、高齢者が安心して生活を送ることができる社会を目指します。

そのために、在宅支援の強化や介護予防の推進、高齢者の社会参加の促進にもつながる生きがいつくり等に取り組みます。

(1) 在宅支援の強化

- 要介護の高齢者とその家族等が精神的・肉体的な負担を軽減できるよう、在宅サービスの質の確保及び安定供給に取り組みます。
- 介護サービス等を受ける高齢者が安心して生活できるよう、地域密着型サービスの充実や、サービス体制の拡充等に取り組みます。
- 高齢者の心身の健康維持と生活支援の充実及び保健・福祉・医療の向上のために、地域包括支援センターが中心となり、介護施設、医療機関等との連携強化に取り組みます。
- 地域において、民生委員や児童委員、住民の声かけによる見守り、電話訪問、民間企業との連携等による重層的な見守り体制の確立に取り組みます。
- 今後の増加が見込まれる在宅支援サービス分野において、介護や生活支援等のサポーター及びボランティアの養成等に取り組みます。

(2) 介護予防の推進

- 自主的介護予防活動が地域で広く実施され、高齢者の活動参加拡大とともに、介護予防に関する広報及び自主的活動の育成・支援に取り組みます。
- コミュニティバスを利用できない高齢者に対して、介護予防事業に取り組んでいる事業所とタイアップし、高齢者の外出支援体制の充実を図ります。
- 高齢者の健康寿命を延ばし、生活の質を高めるため、生活習慣病予防と介護予防を地域で総合的に展開するとともに、地域の支え合いの体制を構築し、高齢者支援の充実を図ります。

(3) 生きがいつくりと社会参加の促進

- 高齢者が健康で生きがいを持った日常生活を送れるよう、スポーツやボランティア活動等の生涯学習活動をはじめ、老人クラブ活動の充実と参加促進等に取り組みます。
- 高齢者の活躍の場を増やし、シルバー人材センターを中心とした高齢者の就労活動を推進します。
- 高齢者が有する伝統芸能や匠の技等を子どもたちに伝承し、世代間交流を推進します。

■ (4) 高齢者を支える地域コミュニティの強化

- 地域の高齢者を支えるため、地域の互助関係を再構築するための担い手の育成とネットワーク化等に取り組みます。
- 高齢者に対する尊厳を持った態度での接し方を啓発するとともに、認知症対応の見守り声かけ訓練の実施を支援します。

4. 障害者福祉の充実

《基本方針》

本市の障害者について、家族の高齢化も踏まえつつ、自立した日常生活を送り、社会参加が受け入れられるまちづくりを目指します。

そのために、障害者福祉サービスの充実とともに、支援体制の強化、社会的障壁の除去等に取り組みます。

■ (1) 障害者福祉サービスの充実

- 障害者が地域で生活できるよう、自立支援給付や地域生活支援事業の充実、相談支援体制の強化等に取り組みます。

■ (2) 障害者の自立と社会参加の支援

- 障害者と地域住民が分け隔てなく様々な立場で関わることのできる、地域に開かれた居場所づくりや日中活動の場の充実等に取り組みます。
- 障害者等が必要な支援を受けつつ、地域で生活する居住の場となるグループホームを整備します。

■ (3) 障害者の社会的障壁の除去

- 障害者の日常生活や社会生活を営む上での障壁を除去するための配慮や工夫を推進します。
- 市民の誰もが、相互に人格と個性を尊重し支え合い、すべての人に活躍の機会がある地域づくりの実現に取り組みます。



Ⅲ-3.

生涯の健康づくり

1. 地域医療拠点機能の充実

- (1) 経営健全化の推進
- (2) 地域医療体制の充実
- (3) 公的医療機関として必要な機能の提供
- (4) 保健・福祉機関との連携強化
- (5) 在宅医療サービスの充実
- (6) 施設利用者の利便性向上
- (7) 施設利用者の満足度向上

2. 健康づくりの推進

- (1) 市民の健康づくり支援
- (2) 生活習慣病の発症及び重症化予防対策の強化
- (3) 生涯にわたる健康づくりの推進
- (4) 健康づくりのための人材育成

1. 地域医療拠点機能の充実

《基本方針》

地域の中核病院として機能している市立輪島病院を中心に、市民の高度化・多様化するニーズに対応できるサービス水準の実現を目指します。

そのために、経営健全化を推進し、病院の機能強化と診療所等との連携強化、救急医療体制の充実など、地域医療体制の確立に取り組みます。

(1) 経営健全化の推進

- 安定かつ健全な病院経営に向けて、市立輪島病院改革プランに基づく計画的な病院経営を推進します。
- 給食部門等、民間業務委託を検討・実施し、院内の専門職がその専門性を活かせる体制づくりを行うことにより、新たな収益につながる取り組みを推進します。
- 地域の中核病院として、手術への積極的対応や保持すべき医療機能の確保、さらには不採算部門の継続的取り組みを実施しつつ病院事業全体における経営改善を推進します。

(2) 地域医療体制の充実

- 市立輪島病院における若手を中心とする医師の確保、診療科目の充実、医療スタッフの確保、高度医療機器の導入を図り、機能強化に取り組みます。
- 各診療所の機能充実を図る一方、市民等の医療ニーズにきめ細かく応えられるよう、市立輪島病院の「かかりつけ医」機能の充実にも取り組みます。
- 舳倉島を含めたへき地への医師や代診医の派遣、伝送装置の活用等においてICTを活用するなど、医療支援の充実に取り組みます。
- 情報連携による効率的・効果的な地域医療提供体制を構築します。

(3) 公的医療機関として必要な機能の提供

- 突発不測の傷病者への必要かつ適切な医療提供にあたり、夜間・休日診療体制の充実及び一次・二次・三次医療相互の連携強化等に取り組みます。
- 民間医療機関による提供が困難な救急・小児・周産期・精神といった医療の提供に取り組みます。
- 子どもを抱える家族が子どもの体調不良時等にも安心して働けるよう、病児保育、病後児保育サービスを継続します。

(※) ICT：情報通信技術を表すITに、コミュニケーションの概念を加えたもの。

(4) 保健・福祉機関との連携強化

○保健、福祉機関との連携を密に保ち、各種検診や人間ドックの充実、保健予防活動、高齢者介護予防事業等の促進に取り組みます。

(5) 在宅医療サービスの充実

○市民が、できる限り住み慣れた地域で、在宅を基本に生活を続けられるよう、訪問診療や訪問看護等の在宅医療サービスの充実に取り組みます。

(6) 施設利用者の利便性向上

○超高齢社会のさらなる進行が見込まれる中、受診やリハビリテーションにおける通院環境の利便性向上に取り組みます。

(7) 施設利用者の満足度向上

○市民に信頼される医療を提供できる病院を目指します。

2. 健康づくりの推進

《基本方針》

市民が生きがいを持って充実した毎日を送るための大前提は健康であり、市民一人ひとりの健康長寿を目指します。

そのために、健康づくりに対する意識啓発をはじめ、疾病予防、疾病の早期発見及び早期治療のための健診体制・保健指導の充実に取り組みます。

(1) 市民の健康づくり支援

- 市民の食と運動に関する正しい知識の情報提供と意識啓発に取り組みます。
- こころの不調や病気について、医療機関や相談窓口、各種支援サービスの紹介など、こころの健康に関する支援を拡充します。
- 飲酒や喫煙の健康被害や様々な社会問題との関連など、健康被害等に関する正しい知識の普及・啓発とハイリスク者への個別指導の徹底に取り組みます。

(2) 生活習慣病の発症及び重症化予防対策の強化

- 生活習慣病が健康長寿の最大阻害要因で、市民の医療費にも影響が大きいこと等を踏まえ、その予防と重症化予防対策等の保健指導を推進します。

(3) 生涯にわたる健康づくりの推進

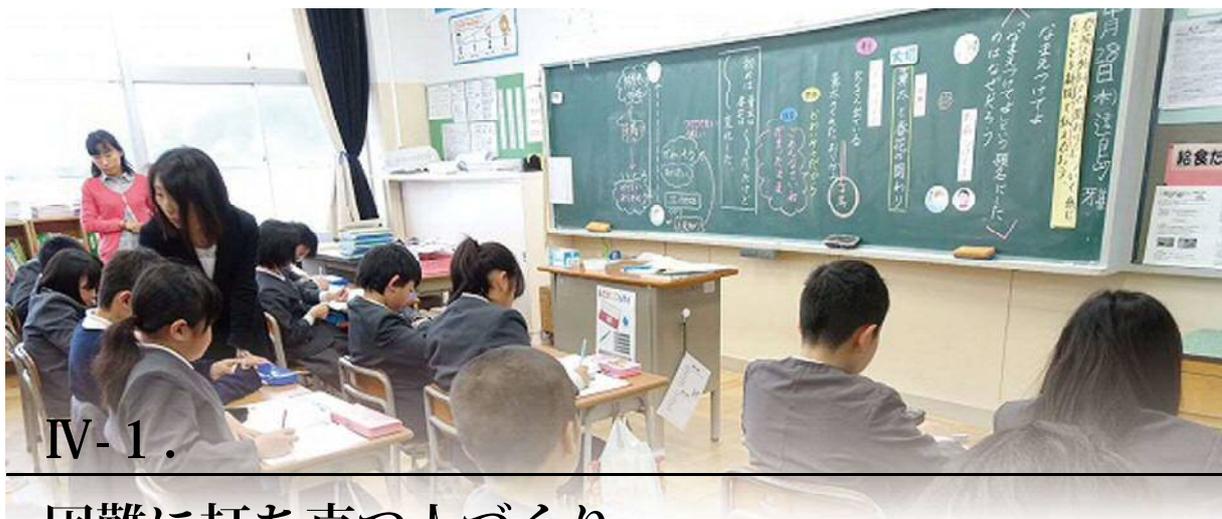
- 妊娠から出産、育児における保健指導及び健康診査等、切れ目のない支援に取り組みます。
- 働き盛り世代の健康管理において、特に、内臓脂肪症候群の予防に努め、糖尿病等の減少に取り組みます。
- 高齢者の健康管理は、高齢期の特徴を理解した上で、生き方やライフスタイルにおける健康管理を進めるよう、取組を支援します。
- 市民一人ひとりが健全な食生活を実践し、生涯にわたって健康で豊かな生活を送れるよう、食育を推進します。
- 思春期保健対策と共に、次代の親づくりの基盤構築につながる、健全な母性・父性の育成支援に取り組みます。

(4) 健康づくりのための人材育成

- 市民の健康づくりを推進するため、母子保健推進員や健康づくり推進員、食生活改善推進員、ゲートキーパー（※）等の育成に取り組みます。

(※) ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

IV. ふるさとを学び誇るまちづくり



IV-1.

困難に打ち克つ人づくり

1. 学校教育の充実

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) 新しい教育課題への対応
- (6) 教育環境の整備

2. 地域コミュニティの強化

- (1) コミュニティ活動への支援
- (2) ボランティア活動の普及・支援
- (3) 地域活動拠点の充実

3. 地域で取り組む教育力の向上

- (1) 地域・家庭の教育力の向上
- (2) 社会参加活動の促進
- (3) 健全な社会環境づくり
- (4) 学校・家庭・地域の連携強化

4. 生涯学習の推進

- (1) 生涯学習機会の充実
- (2) 生涯学習拠点の機能拡充
- (3) 学習ネットワークの整備

5. スポーツによる人づくり

- (1) 未来のアスリートの発掘・育成
- (2) スポーツ環境の充実
- (3) スポーツ施設の有効活用

1. 学校教育の充実

《基本方針》

少子化の進行が見込まれる中、義務教育終了までの期間は、人が社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期であること、さらには、本市で学ぶ機会を得た子どもたちが、学校の規模に影響されることなく、教師や地域、子ども達同士の関係性をより強固に保てるよう配慮することで、将来にわたり児童生徒が大きく夢を持ち、目標に向かって自らが考えて創造し、たくましく生きられる教育を目指します。

そのために、学校教育の充実を図り、「確かな学力(知)」・「豊かな心(徳)」・「健やかな体(体)」のバランスのとれた「生きる力」の育成に取り組みます。

(1) 確かな学力の育成

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図り、多様な活動を通して「思考力・判断力・表現力」を養い、分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる教育を展開します。
- 教職員一人ひとりの資質能力を効果的に高めるための研修を実施するとともに、教職員が自主的・主体的に研修に取り組めるよう支援します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの自立と社会参加を支える特別支援教育を推進します。

(2) 豊かな心の育成

- 児童生徒一人ひとりに、互いに尊重し合う心や思いやりの心、善悪を判断する力や社会のルールを身に付けるなど、豊かな人間関係を築くことができる力を育みます。
- 特別活動や「ふるさと学習」をはじめとした様々な授業を通して、児童生徒が郷土の伝統文化に親しみ、郷土に対する理解や郷土を愛する心を育む教育を推進します。
- 「輪島市子ども読書活動推進計画」に基づき、児童生徒一人ひとりが本と出会い、生涯にわたって自ら読書を楽しむとともに、学び続けることができる環境づくりを進めます。
- インターネット上における様々な情報を利用する上でのルールやマナーを身に付けること、犯罪から身を守ることなど、児童生徒の発達段階に応じて、その考え方や態度を育みます。
- 児童生徒のいじめ・不登校等の問題について、その未然防止と早期対応に向けた相談体制の一層の充実とともに、家庭・地域との連携強化に取り組みます。

(3) 健やかな体の育成

- 体育科の授業や運動部などの活動を支援し、児童生徒の心身の発達と体力の向上を図ります。
- 児童生徒が「食」の大切さや楽しみを実感し、食生活や食習慣に対し常に関心を持ち続け、将来にわたって健康に生活していけるよう、家庭や地域と連携を図りながら食育を推進します。
- 児童生徒が災害時における危険を認識し、的確な判断の下に、自らの安全を確保するとともに、進んで他者や集団、地域の安全に役立つ行動がとれるよう防災教育を推進します。

(4) 特別支援教育の充実

- 特別な教育的ニーズのある児童・生徒への特別支援教育の充実（LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等の児童・生徒等）等の対応に取り組めます。

(5) 新しい教育課題への対応

- 国際理解教育、情報化教育、環境教育、福祉教育、就労教育、生涯設計等を推進します。
- 教育の国際化に対応できるよう、ALT（外国語指導助手）の活用による英語教育の充実とコミュニケーション能力の育成に取り組めます。

(6) 教育環境の整備

- 学校の小規模化などの課題に対応し、地域の実情に応じた教育環境の改善を図るため、小学校の適正規模・適正配置について検討を行います。
- 児童生徒が安全で充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設や教材教具などの整備に努めます。

2. 地域コミュニティの強化

《基本方針》

人口減少、少子高齢化、小世帯化、生活様式の多様化などを踏まえ、市民の連帯感を高め、活発なコミュニティ活動による安心とやすらぎのある住みよい地域社会の実現を目指します。

そのために、自治会等のコミュニティ活動やボランティア・NPO活動等を支援するとともに、地域におけるコミュニティリーダーの育成、テーマ別の新たなコミュニティ活動の支援等に取り組みます。

(1) コミュニティ活動への支援

- 公民館事業の充実や町内会活動の活性化につながる取り組みを支援するなど、コミュニティ活動の活力増進を支援します。
- 地域住民による道路・河川等の愛護活動等や地域の自助・共助活動等、地域の連帯強化に関する活動等を支援します。
- 既存のコミュニティ活動に加え、地域住民の多様なニーズに応える自発的なコミュニティ活動を育成・支援します。
- コミュニティ活動の継続に当たり、重要な役割を果たす活動リーダーの育成に向け、学習や交流機会の拡充等に取り組みます。

(2) ボランティア活動の普及・支援

- 市内のボランティア活動状況等の紹介をはじめ、ボランティア体験や交流事業の実施を支援します。
- ボランティアのテーマに応じた講座や研修会の充実、専門的知識・技術取得講座の開設等を支援します。
- 市内のボランティアグループやNPO法人等に対して、活動テーマに関連する情報提供、市内外のネットワークづくり等の活動を支援します。

(3) 地域活動拠点の充実

- 公共施設の機能転換及び再利用等により、地域住民が主体的に運営・管理するコミュニティ活動拠点の整備を支援します。
- ボランティア・NPO活動の情報収集や相談機能、活動等への参加、支援希望者の登録・斡旋等に取り組みます。

3. 地域で取り組む教育力の向上

《基本方針》

学校の教育力の向上が求められる一方、家庭や地域における人間関係の希薄化や、社会参画への自覚の欠如等が問題となることも少なくなく、家庭や地域を含めた社会全体の教育力向上を目指します。

そのため、社会の変化に伴う家庭や地域の在り方、その機能も変化する中で、家庭や地域の自主性を尊重しつつ、学校・家庭・地域それぞれの役割と責任を自覚し、互いに連携しながら、社会全体「オール輪島」で教育を推進することができるよう、地域における教育体制の整備や家庭への支援、更に相互連携の仕組みづくりに取り組みます。

(1) 地域・家庭の教育力の向上

- 青少年が地域の中で心豊かで健やかに育つための体制を整備するとともに、地域で行う学習・スポーツ・文化・交流活動や家族ぐるみで参加できる行事の開催を支援します。
- 青少年が、社会の一員であることを自覚し、他者との相互理解を深め、学校、地域、職場等で自主的に活動するための交流機会の提供に努めます。
- 地域活動への参加意識の高揚と地域活動組織の強化を図るため、必要な指導や助言を行うとともに、地域活動において大きな役割を果たす指導者を育成します。

(2) 社会参加活動の促進

- 各地区の子ども会活動をはじめ、コミュニティ活動、地域の祭り、伝統行事等への積極的な参加促進に取り組みます。
- 青少年団体等のリーダーの養成及び確保に取り組みます。

(3) 健全な社会環境づくり

- 街頭補導や指導の強化など、警察及び関係機関、その他の団体との連携を強化し、青少年の非行の未然防止に取り組みます。
- 青少年の健全育成や非行防止活動を推進するため、広報媒体の活用やポスター、リーフレット等の配布等の普及啓発活動に取り組みます。
- 関係機関、地域、学校及び家庭が連携し、不登校やいじめ問題等への対応を推進します。

(4) 学校・家庭・地域の連携強化

- 家庭や地域住民の積極的な参画を促しながら、学校・家庭・地域の連携・協力体制を構築し、地域が一体となって児童生徒を育む活動を推進します。
- 学校・家庭・地域の連携強化にあたり、積極的に学校の指導方針及び状況の開示に取り組みます。

4. 生涯学習の推進

《基本方針》

激しく変化していく社会の中で、市民が生涯を通じて生き生きと暮らし、互いに学び合うことができる地域社会の実現を目指します。

そのため、市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、誰でも学習することができ、自らの人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の拠点施設である公民館や図書館の整備や生涯学習機会の拡充に取り組みます。

(1) 生涯学習機会の充実

- 地域住民のニーズに応じた学習メニューの充実、魅力ある講座の開設・運営等に取り組みます。
- 市民への幅広い学習情報の提供や学習意欲の高い市民に対する相談・対応等の体制整備に取り組みます。
- 市民の多様な生涯学習活動を支援するため、指導者やボランティアの養成等に取り組みます。
- 子どもから高齢者まで、幅広く読書の習慣が広がり、本を楽しみ、親しめるよう、読書ボランティアの育成を支援します。

(2) 生涯学習拠点の機能拡充

- 公民館を中心に、市民のニーズや活動内容を踏まえ、地域の実情に応じた施設の整備に努め、誰もが自主的に学び、活動できるよう、多様なニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。
- 市民が教養を高め、様々な情報を得て主体的に行動し、心豊かな生活ができるよう、図書館サービスの向上に取り組みます。
- 障害者や高齢者などにも利用しやすい生涯学習環境の拡充に取り組みます。

(3) 学習ネットワークの整備

- 市民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、生涯学習関連施設等との連携を図るなど、活動の多面的支援に取り組みます。
- 情報ネットワークを活用した学習支援システムづくりに取り組みます。

5. スポーツによる人づくり

《基本方針》

スポーツ指導体制を強化し、世界の舞台で活躍する未来のアスリートを発掘・育成します。

また、変化の激しい社会において、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎ともなるスポーツを通じた人づくりを目指します。

そのために、市民一人ひとりのライフスタイルや年齢・性別・体力・運動能力・興味等に応じて、誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

(1) 未来のアスリートの発掘・育成

- 国内外のスポーツシーンで活躍するアスリートを指導者として確保することにより、幼児・ジュニア期から有能な人材を早期に発掘し、豊富なスキルを活かし世界で活躍できる選手の育成を図ります。
- 子どものスポーツ環境の充実を図るため、指導者の育成や資質向上に積極的に取り組みます。

(2) スポーツ環境の充実

- 幅広い年齢層を対象にした各種スポーツ教室・講習会・スポーツ大会を開催し、市民の生涯スポーツの振興に取り組みます。
- 地域コミュニティの増進や市民の健康・生きがいづくりにもつながる場として、「総合型地域スポーツクラブ」の活動を支援します。
- スポーツ振興団体の組織運営の自立を促し、本市における更なるスポーツ活動の拡充につながる取組を支援します。

(3) スポーツ施設の有効活用

- 市民のスポーツニーズの多様化に対応し、地域住民が身近にスポーツに親しめるよう、小・中学校の体育館や運動場等の開放に取り組みます。
- 本市のスポーツ環境を全国の各種競技団体等にPRし、費用対効果等も考慮したスポーツ大会やスポーツ合宿の誘致に取り組みます。
- 既存のスポーツ大会の充実、見直しを図るとともに、新たなスポーツ大会の企画、開催により、スポーツを通じたコミュニティづくりに取り組みます。
- 輪島市体育協会と連携し、市外の体育協会との交流大会等を開催することで、各競技の技術・能力の向上と交流促進に取り組みます。
- 東京オリンピック、パラリンピック等の国際大会等におけるキャンプ地機能の誘致に取り組みます。



IV-2

伝統・文化を次代につなぐ

1. 文化・芸術活動の推進

- (1) 文化芸術に親しむ機会の拡充
- (2) 新たな文化創造の拠点づくり

2. 文化財の保存・活用

- (1) 文化財の調査・保存・活用
- (2) 伝統文化を継承する人づくり

1. 文化・芸術活動の推進

《基本方針》

市民力が地域づくりに大きな影響を与えることを期待し、人々の感性や表現力、想像力等を育み、市民一人ひとりが心豊かな生活、人生を過ごすよう、文化芸術活動の盛んな地域づくりを目指します。

そのため、文化団体と連携しつつ、文化芸術に関する市民の興味・関心を高め、市民が文化芸術に触れる機会の充実を図るなど、文化芸術活動を活かした人づくりとともに、文化芸術活動の拠点となる施設の充実等に取り組みます。

(1) 文化芸術に親しむ機会の拡充

- 優れた文化芸術の鑑賞の機会を提供するとともに、文化団体等と連携を図りながら発表の機会を創出するなど、文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- 多様な文化芸術活動が根付くよう、文化芸術を通じた様々な交流を支援します。
- 文化芸術活動が身近で参加しやすいものとなるよう、文化・芸術教室の開催や学習メニューの整備を支援します。

(2) 新たな文化創造の拠点づくり

- 市民のニーズに応じた利用しやすい文化拠点施設となるよう、文化会館・漆芸美術館などの各施設の環境整備に取り組みます。
- 文化協会の機能・体制の強化を支援します。
- 新たな文化の創造のため、異なった文化・芸術の交流や文化団体との連携など、多様な活動を支援します。

2. 文化財の保存・活用

《基本方針》

本市の貴重な文化財を将来にわたって保存し、先人が培い継承した本市の宝を次代につなぐ地域づくりを目指します。

そのため、市内に所在する文化財の存在を広く市民に伝え、市民共有の財産であるという認識を深めつつ、文化財の価値を損なわないような保存に努めるとともに、市民が文化財に触れる機会を増やし、その価値を正しく理解して親しみを持つことができるよう取り組みます。

(1) 文化財の調査・保存・活用

- ユネスコ無形文化遺産登録など、文化財の上位指定等（市指定が県指定に、県指定が国指定になるなど）を目指し、文化財の保護意識の高揚に取り組みます。
- 指定文化財の適正な保存・活用を図るとともに新たな文化財の掘り起しに努めます。
- 地域固有の財産である文化財に触れる機会を提供し、歴史や価値などを伝え、郷土愛の醸成に取り組みます。

(2) 伝統文化を継承する人づくり

- 地域の歴史や風土に深い関係がある郷土の伝統文化を振興するリーダー及び後継者の育成に取り組みます。
- 伝統文化に携わる事業者等における職業・就業体験、人づくりに関わる各種団体の活動等を支援します。
- あえのこと、アマメハギ（面様年頭）、三夜踊、如月祭、恵比須講祭り、能登麦屋節、ぞんべら祭その他の民俗文化の伝承活動を支援します。

V. 市民と行政の協働によるまちづくり



V-1.

行政経営基盤の強化

1. 行政サービス改革の推進

- (1) 行政事務の効率化
- (2) 計画的な財政の健全化
- (3) 職員の資質向上
- (4) IoTを活用した行政サービスの向上
- (5) 情報インフラの合理化と再構築の推進

2. 広域連携の推進

- (1) 近隣市町・県・国との連携
- (2) 国内諸都市との連携

1. 行政サービス改革の推進

《基本方針》

人口減少に伴う財源の減少など、厳しい財政状況の中で、市民の理解のもと、真に自立した地方行政の確立を目指します。

そのために、進化するIT技術等を駆使しつつ、効率的で質の高い行政運営の追求と並行して計画的な財政の健全化を図り、併せて、職員の資質や意欲、能力の向上等に取り組みます。

(1) 行政事務の効率化

- 目標管理型の事務事業評価を定着させ、効率的で質の高い行政運営を推進します。
- 計画的な職員数の適正化及び簡素で効率的な組織機構への改編を推進します。
- 庁内における部課の枠を超えたプロジェクトチームの編成を行い、組織の弾力的な運用による行政課題の解決を推進します。
- 市民のモデルともなることを意識しつつ、職員のワークスタイルの変革を推進し、市民への波及に取り組みます。

(2) 計画的な財政の健全化

- 将来発生する公共施設等の更新需要に備えるとともに、中長期的な財源の確保及び財政負担の平準化を図るため、公共施設等総合整備基金を創設し、計画的な公共施設等の更新、改修等に取り組みます。
- 公共施設使用料の抜本的な見直しや、ふるさと納税等による新たな財源確保など、自主財源の安定的な確保を推進します。
- 事務事業見直しや経常経費削減、費用対効果を踏まえた財源の効率的な配分に努め、持続可能な財政運営への転換を推進します。
- 市有財産の売却または賃貸等による有効活用の促進に取り組みます。
- 公共施設等の未使用または低利用施設を対象として統廃合、集約化、複合化を前提とする総合的な管理・運営に取り組みます。
- 地方公会計の整備により、財政の効率化・適正化及び財政情報の積極的な開示に取り組みます。
- 定型的業務や庶務業務を含む事務事業全般の民間委託など、公共施設の管理運営の合理化を推進します。

(3) 職員の資質向上

- よりよい行政サービスの提供に当たり、市民目線の徹底や行政の円滑化に向けた職場改善意識の浸透など、積極的に職員の意識改革を推進します。
- 人材育成とネットワーク構築等において有効な、国・県等への派遣研修や職場内研修、一般研修など、職員研修制度の充実を推進します。
- 人材育成と庁内活性化に向け、自己啓発研修や職場外研修実施による職員のスキルアップに取り組みます。
- 管理職員による所属職員の人材育成とともに、人事評価制度を見直し、適材適所の人事配置の実施を推進します。
- 民間等の外部人材の積極的な登用とともに、民間企業との人事交流による職員・職場の活力増進に取り組みます。

(4) IoTを活用した行政サービスの向上

- 市民の利便性向上と行政運営の効率化に向け、行政手続や統計情報のオンライン化を推進します。
- 行政の透明性・信頼性の確保、効率化の促進等に向け、位置情報システムやオープンデータ、ビックデータの活用に取り組みます。

(5) 情報インフラの合理化と再構築の推進

- 電子自治体化に伴うクラウドコンピューティング（※）の活用により、情報システムに係る経費削減や住民サービスの向上等に向け、情報システムの集約と共同利用を進め、自治体クラウドの構築と展開に取り組みます。
- ソフトウェアの標準化・モバイル化など、職場のICT環境の変革に努め、事務プロセスの効率化を図ります。
- マイナンバー制度の運用にあたり、個人情報流出防止など、本市における情報セキュリティに係る抜本的な対策強化に取り組みます。

（※）クラウドコンピューティング：ネットワーク上に存在するサーバーが提供するサービスを、それらのサーバー群を意識することなく利用できるコンピューティング形態のこと

2. 広域連携の推進

《基本方針》

人口減少による行政サービスのスケールメリット等を図るため、広域行政事務活動の推進を目指します。

そのため、各種施設や道路等の基盤整備や防災対策、職員の共同研修やごみ・し尿処理、火葬の他、広域にわたる交通基盤整備や情報通信網、広域観光ルート整備等に取り組みます。

(1) 近隣市町・県・国との連携

○広域の観光や防災対策をはじめ、地域環境の保全、交通網整備等、関係する市町・県・国との連携による行政サービスの向上に取り組みます。

(2) 国内諸都市との連携

○飛越能地域の諸都市との広域観光ルート設定や、観光プロモーションをはじめ、学術・文化・経済の交流等の様々な連携・推進に取り組みます。



V-2.

さらなる協働によるまちづくりの展開

1. 多様な連携の推進

- (1) 積極的な情報公開と必要な情報の有効活用
- (2) 市民協働機会の拡充
- (3) 広報・広聴活動の充実

2. 輪島の応援ネットワーク形成

- (1) 政策ブレーンのネットワーク形成
- (2) 間接・直接的な本市のPR主体との関係構築

1. 多様な連携の推進

《基本方針》

行政経営基盤の強化とともに、今後とも市民との多様な連携による「協働」のまちづくりの展開を目指します。

そのために、市民の中に「自分たちのまちは、自分たちの手で作り上げる」という自立の発想を促し、行政として、その芽を育て、市民がまちづくりのために自らできることを考え、実践する場づくり等に取り組みます。

(1) 積極的な情報公開と必要な情報の有効活用

- 市民に対するまちづくりに関する情報等を正確かつ適宜に提供できるよう、議会中継の充実や行政資料の提供等の情報開示に取り組みます。
- マイナンバーなど、市が管理する個人情報の適正な取り扱いと活用範囲の拡大等に取り組みます。

(2) 市民協働機会の拡充

- 市民が有する専門的な知識やネットワーク、地域における人間関係等を活かし、地域課題に対応する非営利民間セクターの設立・運営を支援します。
- 市内外のまちづくりに携わるグループや団体等の意見や情報交換の機会を設け、積極的な活動支援を推進します。
- 各種計画策定機会への参画者の公募及び検討内容のホームページでの公開など、パブリックコメント制度の活用を推進します。

(3) 広報・広聴活動の充実

- まちづくり等に関する積極的かつ主体的な意見を市政に反映させるため、市政懇談会とともに、電子メール等による市民意見の聴取等に取り組みます。
- 優良な活動や活動成果を上げた地域活動を紹介するとともに、活動参加や支援の受け皿ともなるよう、ホームページの積極的な活用、「広報わじま」の紙面充実等に取り組みます。

2. 輪島の応援ネットワーク形成

《基本方針》

情報入手の速さや精度が政策判断を左右する中、本市の地域づくりに関わる多様な応援ネットワーク構築を目指します。

そのために、職員の国や研究機関等への派遣、学識経験者との勉強会開催、文化人等との交流機会拡充等に取り組みます。

(1) 政策プレーンのネットワーク形成

- 本市の諸計画立案等に当たり、高度な専門知識や最新情報を有する学識経験者等から助言・提案等を受ける関係の構築と継続に取り組みます。
- 国の政策や制度改革等の動向をいち早く捉え、ヒト・モノ・カネの各分野で本市の施策推進に活かせるよう、中央省庁への職員派遣による行政情報及び人的ネットワークの構築に取り組みます。

(2) 間接・直接的な本市のPR主体との関係構築

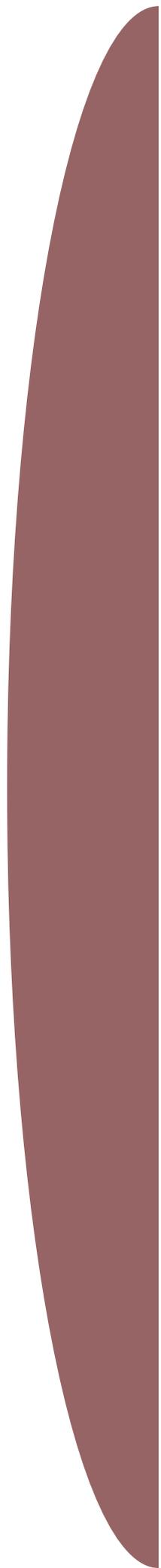
- 本市の魅力を評価する文化人等に対し、積極的な交流や情報提供機会を設け、彼ら個人のネットワークを活かした対外的な本市のPR等を推進します。
- ふるさと納税をはじめ、市民レベルで本市を支援する人々との関係をさらに深化させるため、人的な交流機会の提供や情報配信等に取り組みます。

V-1
行政経営基盤の強化

V-2
さらなる協働による地域づくりの展開



- 序章
- 基本構想編
- 基本計画編
- 目標指標
- 参考資料



目標指標

1

I. 安全・安心・快適なまちづくり

指 標	現 状	目標値
定住促進奨励金年間交付者数	19 人	40 人
うちUターン者数	1 人	5 人
Iターン者数	18 人	35 人
空き家データベース登録件数	45 件	100 件
水道普及率	97.5%	99.1%
下水道普及率	79.6%	84.3%
1日1人あたり家庭系ごみ排出量の減少	509g	480g
リサイクル率の向上	14%	20%

II. 活力を生み出すまちづくり

指 標	現 状	目標値
観光客年間入込概数	132 万人 (平成 28 年)	200 万人
うち外国人観光客数	17,000 人 (平成 28 年)	50,000 人
年間宿泊客数	19 万人 (平成 28 年)	30 万人
うち外国人観光客数	2,400 人 (平成 28 年)	10,000 人
フィルムコミッション年間受入件数	14 件 (平成 28 年)	30 件
コンベンション等誘致支援助成事業年間助成人数	1,600 人	4,000 人
輪島塗年間生産額	42 億円	60 億円
空き店舗利用促進事業利用件数	40 件	90 件
地域資源を活かした新商品開発数 (補助採択件数)	26 件	80 件
進出企業数	13 社	20 社
障害者雇用促進事業対象事業所数	9 社	20 社
起業新規出店支援数	9 件	60 件
30代以下の漆器産業従事者数	36 人	40 人
農産品の年間売上高	21 億 9,400 万円	25 億円
林産品の年間売上高	8 億 9,400 万円	10 億円
水産品の年間売上高	38 億円	46 億円

Ⅲ. 健やかに過ごすまちづくり

指 標	現 状	目 標 値
多様な生活上の困難を抱える人・世帯の掘り起こし	—	支援体制強化
引きこもり者の顕在化	—	支援体制強化
生後3か月未満児の全戸訪問実施率	99.1%	100%
生活圏域ごとの訪問系通所系地域密着型サービス実施率	25.0%	66.7%
高齢者等の集いの場の確保	63か所	100か所
市立輪島病院常勤医師数	17人	21人
市立輪島病院年間訪問看護件数	1,675件	1,900件
特定健康診査受診率	41.0%	60.0%
特定保健指導実施率	56.6%	60.0%
後期高齢者健康診査受診率	14.6%	35.0%

Ⅳ. ふるさとを学び誇るまちづくり

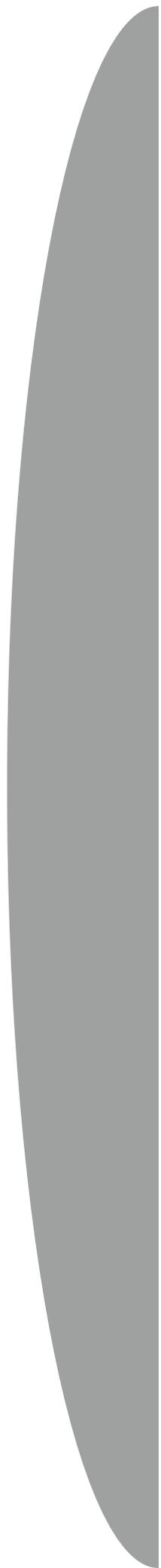
指 標	現 状	目 標 値
全国規模のスポーツ大会出場者数（ジュニア）	35人（1団体）	100人
公認スポーツ指導者数	30人	50人
各種スポーツ教室数	60教室	100教室
体育施設年間利用者数	24万人	30万人
30代以下の漆器産業従事者数（再掲）	36人	40人

Ⅴ. 市民と行政の協働によるまちづくり

指 標	現 状	目 標 値
実質公債費比率	14.3%	13%以下推移
一般会計市債残高	318億円	10億円以上削減／年 (臨時財政対策債を除く。)

※ 原則として、現状は平成27年度、目標値は平成38年度とし、それ以外の場合は注を付しています。

- 序章
- 基本構想編
- 基本計画編
- 目標指標
- 参考資料



参考資料

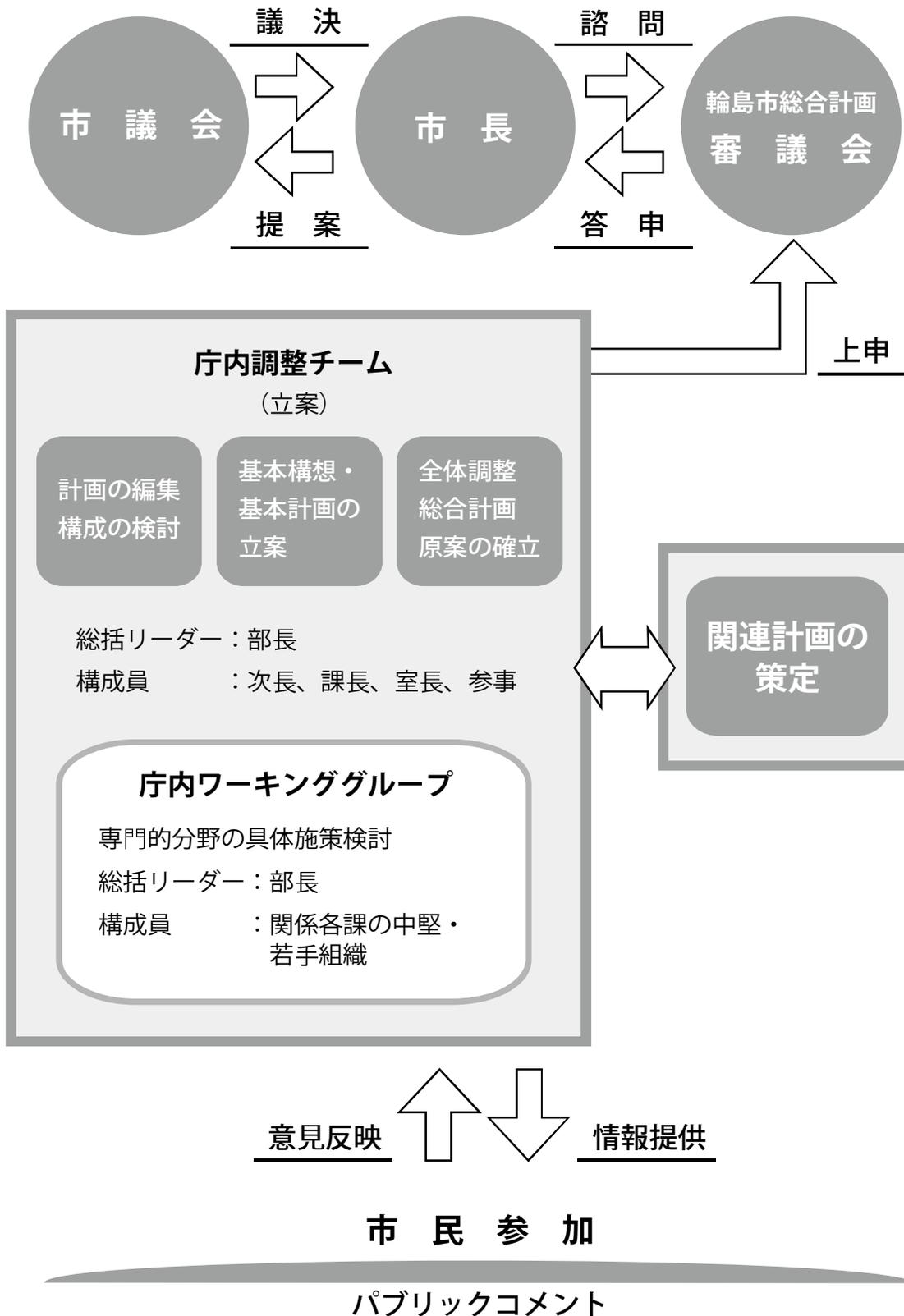
1

1 策定の経過

年	月 日	委 員 会 等
平成 28 年	8月 12日	第1回庁内ワーキンググループ
	19日	第1回 輪島市総合計画審議会 諮問
	9月 13日	第2回庁内ワーキンググループ
	23日	第3回 //
	10月 4日	第2回 輪島市総合計画審議会
	11月 25日	第3回 //
	12月 5日	第4回 //
	12月 16日	第5回 //
	22日～	パブリックコメント募集
～1月 20日		
平成 29 年	2月 2日	第6回輪島市総合計画審議会 答申
	27日	平成29年第1回輪島市議会定例会 上程
	3月 22日	平成29年第1回輪島市議会定例会 議決

※庁内調整チームは必要に応じて開催

2 策定体制



3 輪島市総合計画条例

(平成28年6月27日条例第31号)

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 輪島市自治基本条例(平成19年輪島市条例第59号)第14条に規定する総合計画をいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の将来像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想を実現するための施策を体系的かつ具体的に示すものをいう。

(構成及び位置付け)

第3条 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

2 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画としての位置付けを踏まえ、総合的な見地から策定しなければならない。

- 2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定しなければならない。
- 3 前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(輪島市総合計画審議会)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、輪島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関し必要な事項について審議を行い、その意見を市長に答申する。
- 3 審議会は、市長が任命し、又は委嘱する委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、当該諮問に係る答申をしたときは解任されるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

4 輪島市総合計画審議会規則

(平成28年6月27日規則第50号)

(趣旨)

第1条 この規則は、輪島市総合計画条例(平成28年輪島市条例第31号)第5条第5項の規定に基づき、輪島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初にかかれる会議については、市長がこれを招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要に応じて審議会の会議に関係者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、交流政策部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、輪島市総合計画条例の施行の日から施行する。

5 輪島市総合計画審議会 委員名簿

	氏名	所属	役職
会長	里谷 光弘	輪島商工会議所	会頭
副会長	元井 孝司	輪島市区長会長会	会長
委員	沢田 隆	門前町商工会	会長
委員	前田 義則	一般社団法人輪島市観光協会	会長
委員	春木 正司	能登森林組合輪島支所	支所長
委員	笹原 丈光	石川県漁業協同組合輪島支所	支所運営委員長
委員	日南 尚之	輪島漆器商工業協同組合	理事長
委員	上畠 忠雄	輪島市社会福祉協議会	会長
委員	水口 トモ子	輪島市婦人団体協議会	会長
委員	刀裨 正章	一般社団法人輪島青年会議所	理事長
委員	稲垣 健英	公募委員	

(敬称略)

第2次輪島市総合計画

発行日 平成29年3月
発行 石川県 輪島市
企画・編集 輪島市 交流政策部 企画課

〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
TEL：0768-23-1113 FAX：0768-23-1855
URL：<http://www.city.wajima.ishikawa.jp/>



輪島市